

第3次

下妻市男女共同参画推進プラン

2017～2021

意識から 勇気の一歩を踏み出そう

～ 支え愛 認め合って 自分らしく輝くまち しもつま ～



下妻市



シモンちゃん

はじめに



少子高齢化の進展とともに労働力人口の減少や経済格差、貧困の拡大など社会的・経済的な活力が低下している中で、社会は大きな転換期を迎えています。

このような状況の中、本市では、将来にわたり元気で活力のある地域社会づくりと性別にかかわらず職場・家庭・地域・学校など、さまざまな場面でいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現にむけて、平成 24 年 3 月に「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定、あわせて、「下妻市男女共同参画推進条例」を施行し、様々な事業に取り組んでまいりました。

第 2 次プランから 5 年が経過し、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化による新たな課題への対応と推進体制の強化が図られるよう、この度、「第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

この新たな推進プランを指針として、「意識から 勇気の一步を踏み出そう～支え愛 認め合って 自分らしく輝くまち しもつま～」のスローガンのもと、優しさと思いやりを持って、お互いを認め合い、いきいきと活躍できる下妻市らしい男女共同参画社会づくりに取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本プランの策定にあたり、男女共同参画に関する市民意識調査にご協力いただきました多くの市民のみなさまをはじめ、熱心にご審議をいただきました下妻市男女共同参画推進委員会のみなさま、貴重なご意見・ご提案をいただきました関係者の方々に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

下妻市長 **稲葉 本治**

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 プラン策定にあたって | 1 |
| 1. プラン策定の趣旨と背景 | 3 |
| 2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市） | 5 |
| 3. プランの性格と位置付け | 8 |
| 4. プランの期間 | 9 |
| 5. プランの策定体制 | 10 |
| 第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状 | 11 |
| 1. 統計から見える状況 | 13 |
| (1) 人口や世帯の状況 | 13 |
| (2) 出生の状況 | 15 |
| (3) 結婚や離婚の状況 | 16 |
| (4) 就業の状況 | 18 |
| (5) 国際化の状況 | 19 |
| 2. 市民意識調査から見える市民の意識 | 20 |
| 3. 第2次推進プランの推進状況 | 26 |
| 第3章 プランの基本理念と目標 | 29 |
| 1. プランの基本理念 | 31 |
| 2. プランの目標 | 32 |
| 基本目標Ⅰ 意識の改革 ～互いを尊重するために～ | 32 |
| 基本目標Ⅱ 環境の整備 ～多様なライフスタイルを可能とするために～ | 32 |
| 基本目標Ⅲ 暮らしの充実 ～安心な生活を確かなものとするために～ | 32 |
| 3. プランの体系 | 33 |
| 第4章 プランの内容 | 35 |
| 基本目標Ⅰ 意識の改革 ～互いを尊重するために～ | 37 |
| 1. 男女共同参画に関する意識を広める活動の推進 | 37 |
| 2. 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実 | 40 |
| 3. あらゆる暴力の根絶 | 43 |
| 基本目標Ⅱ 環境の整備 ～多様なライフスタイルを可能とするために～ | 45 |
| 1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 | 45 |
| 2. 働く場における男女平等の実現 | 50 |
| 3. 女性の活躍推進への支援と政策・方針決定過程への参画促進 | 52 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 基本目標Ⅲ 暮らしの充実 ～安心な生活を確かなものとするために～ | 54 |
| 1. 安心して暮らせる福祉環境づくりへの支援 | 54 |
| 2. 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援 | 60 |
| 3. 男女共同参画の視点に立った防災等の体制の確立 | 65 |
| 数値目標 | 67 |
| | |
| 第5章 プランの推進 | 69 |
| 1. プランの推進体制 | 71 |
| (1) 庁内推進体制 | 71 |
| (2) 下妻市男女共同参画推進委員会 | 71 |
| (3) 関係機関との連携 | 71 |
| 2. プランの進行管理体制 | 72 |
| | |
| 資料編 | 73 |
| 1. 計画の策定経過 | 75 |
| 2. 下妻市男女共同参画推進条例 | 76 |
| 3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則 | 80 |
| 4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿 | 83 |
| 5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱 | 84 |
| 6. 相談窓口一覧（茨城県） | 86 |

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景
2. 男女共同参画に関する動き
3. プランの性格と位置付け
4. プランの期間
5. プランの策定体制

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景

少子高齢化の進展とともに労働力人口の減少や高齢者人口の増大が顕著となっており、経済格差や貧困の拡大といった社会の課題を解決するためには、女性の社会でのいっそうの活躍が必要不可欠となっています。

また、配偶者からの暴力などのDV（ドメスティック・バイオレンス）^{※1}や、交際中の男女間の暴力などのデートDV^{※2}、子どもや障害者、高齢者への虐待など、人権侵害の問題が深刻化し、それらの根絶に向けた社会的な取り組みが重要となっています。

男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、女性にとっても男性にとっても生活しやすい社会のことで、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法^{※3}」では、次のとおり、「男女共同参画社会の形成」が定義されています。

■男女共同参画社会基本法第二条（抜粋）

男女共同参画社会の形成 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVは英語のDomestic Violenceの頭文字をとったもの。一般的に、男性など家庭内の強者から、女性や子ども、高齢者・障害者などの家庭内の弱者への「継続的な身体的、心理的、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

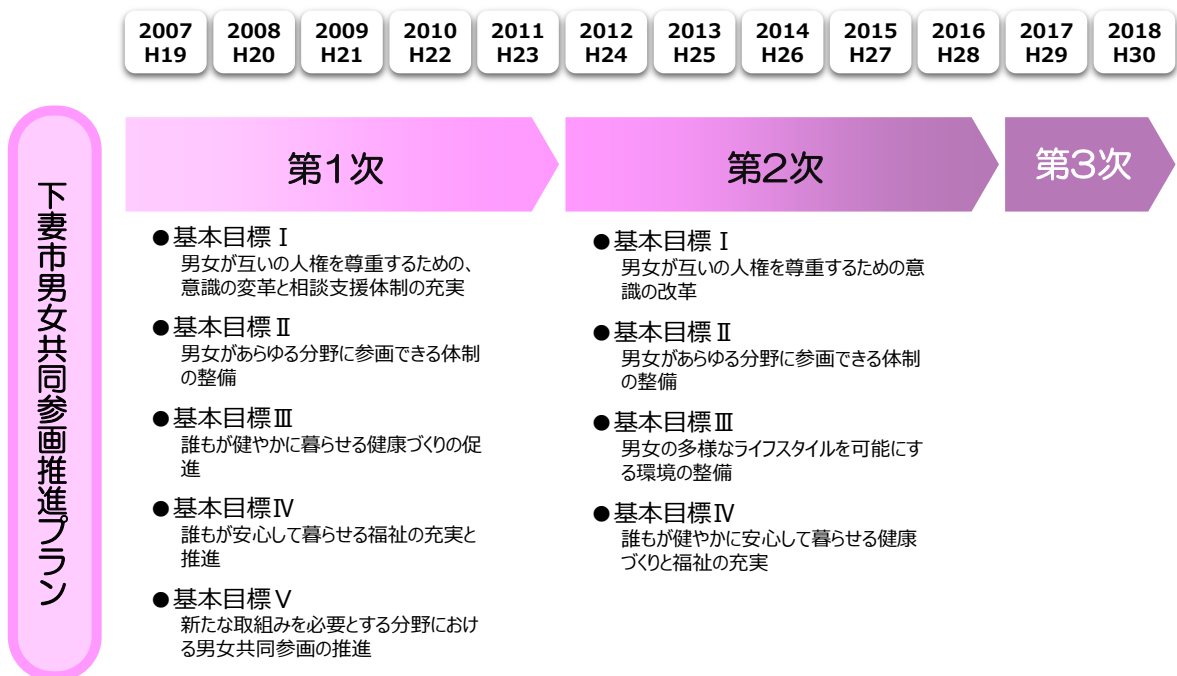
※2 デートDV

同居していない、比較的若いカップル間でおこる、殴る蹴るなどの身体的暴力、暴言や行動の制限などの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、お金をたかるなどの経済的暴力などのこと。

※3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

本市では、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画」を受け、平成 19 年にⅠからⅤまでの5つの基本目標で構成された「第1次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会形成に向けた取り組みを始めました。更に平成 23 年には「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」及び第1次推進プランの推進状況の検証を行い、平成 24 年にはそれらの結果を踏まえるとともに基本目標を4つに集約した「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、市民、企業、学校と行政が一体となって、男女共同参画社会実現のための施策を推進してきました。



本「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」は、平成 28 年度に第2次推進プランが最終の計画年度を迎えたことから、第2次推進プランの推進状況を検証するとともに、改めて男女共同参画に関する市民の最新の意識と国・県の動向を踏まえた計画として策定をするものです。

2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市）

昭和 23 年（1948 年）に国連において採択された「世界人権宣言」の前文に、「男女の同権についての信念の再確認」が明記されて以降、男女共同参画に関しては、世界、国、茨城県、そして本市の中で、多くの動きが生まれています。

以下に主な動きを、時系列で紹介します。

| 年 | 主体 | 内 容 |
|--------------|----|---|
| 1948（昭和 23）年 | 世界 | 「世界人権宣言 ^{*1} 」採択 |
| 1975（昭和 50）年 | 世界 | 「第 1 回世界婦人会議 ^{*2} 」開催 |
| 1979（昭和 54）年 | 世界 | 「女子差別撤廃条約 ^{*3} 」の採択 |
| 1985（昭和 60）年 | 世界 | 「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択 |
| | 国 | 「女子差別撤廃条約」批准 |
| 1987（昭和 62）年 | 国 | 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 |
| 1994（平成 6）年 | 国 | 「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置 |
| 1995（平成 7）年 | 世界 | 「北京宣言」採択 |
| 1996（平成 8）年 | 国 | 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 |
| | 県 | 「いばらきハーモニープラン」策定 |
| 1999（平成 11）年 | 国 | 「男女共同参画社会基本法」施行 |
| 2000（平成 12）年 | 世界 | 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 |
| | 国 | 「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法 ^{*4} 」施行 |
| | 県 | 「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定 |
| 2001（平成 13）年 | 国 | 「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 |
| | 県 | 「茨城県男女共同参画推進条例」制定 |
| 2002（平成 14）年 | 国 | 「DV 防止法 ^{*5} 」全面施行 |
| | 県 | 「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定 「茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置 |

| 年 | 主体 | 内 容 |
|--------------|----|--|
| 2003（平成 15）年 | 市 | 市民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」実施 |
| 2005（平成 17）年 | 国 | 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定 |
| | 県 | 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設 |
| 2006（平成 18）年 | 県 | 「茨城県男女共同参画実施計画」策定 |
| 2007（平成 19）年 | 国 | 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ^{※6} ）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |
| | 県 | 「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定 |
| | 市 | 「下妻市男女共同参画推進プラン」策定 |
| 2010（平成 22）年 | 国 | 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 |
| | 県 | 「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定 |
| 2011（平成 23）年 | 世界 | 「ジェンダー ^{※7} 平等と女性のエンパワーメント ^{※8} のための国連機関（UNWomen）」発足 |
| | 県 | 「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいき いばらきハーモニープラン）」策定 |
| | 市 | 「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 2012（平成 24）年 | 市 | 「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定 |
| 2014（平成 26）年 | 国 | 「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定 |
| 2015（平成 27）年 | 国 | 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 |
| 2016（平成 28）年 | 県 | 「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 |



※1 世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、人権の歴史において重要な地位を占めている。昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、第 3 回国連総会において採択された。なお、昭和 25 年（1950 年）の第 5 回国連総会において、毎年 12 月 10 日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。（外務省）

※2 世界婦人会議（のちに世界女性会議へと改称）

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性の差別撤廃と地位向上を目的とした国際会議。第 1 回はメキシコシティで、第 2 回は昭和 55 年（1980 年）にコペンハーゲンで、第 3 回は昭和 60 年（1985 年）にナイロビで、第 4 回は平成 7 年（1995 年）到北京で開催された。

※3 女子差別撤廃条約

昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

※4 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

ストーカー規制法は、特定の者に対する恋愛・好意感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的の「つきまとい等」の行為（ストーカー行為）を規制する法律として、平成 12 年（2000 年）11 月に施行された。平成 25 年 6 月の改正では、電子メールを送信する行為が規制対象に追加されるとともに、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされた。

※5 DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

DV 防止法は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日から全面施行された。夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間において、パートナーからの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することで、暴力の防止及び被害者の保護を図っている。平成 25 年 6 月の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠をとるに際する交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。

※6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。（内閣府）

※7 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

ジェンダーは、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（内閣府）

※8 女性のエンパワーメント

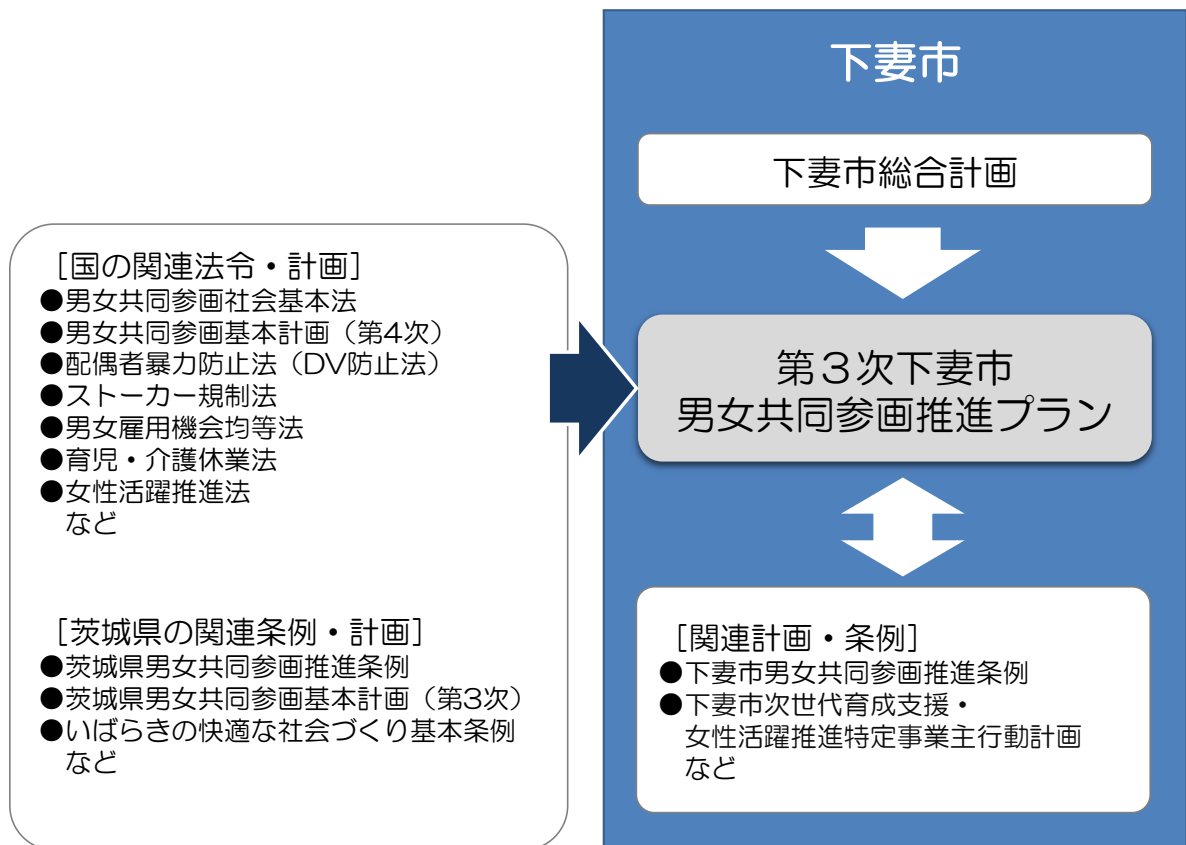
女性が個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

（茨城県）

3. プランの性格と位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられる計画で、本市の男女共同参画社会形成の推進に関する施策を、市・市民・事業者が一体となって総合的かつ計画的に進めていくための基本的な計画です。

プラン策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を踏まえるとともに、上位計画である「下妻市総合計画」、男女共同参画に関連する他の部門計画との整合を図った計画です。



なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条の第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を含み、計画に該当する施策を、第4章に記載の各事業に付された「★」印によって示します。

5. プランの策定体制

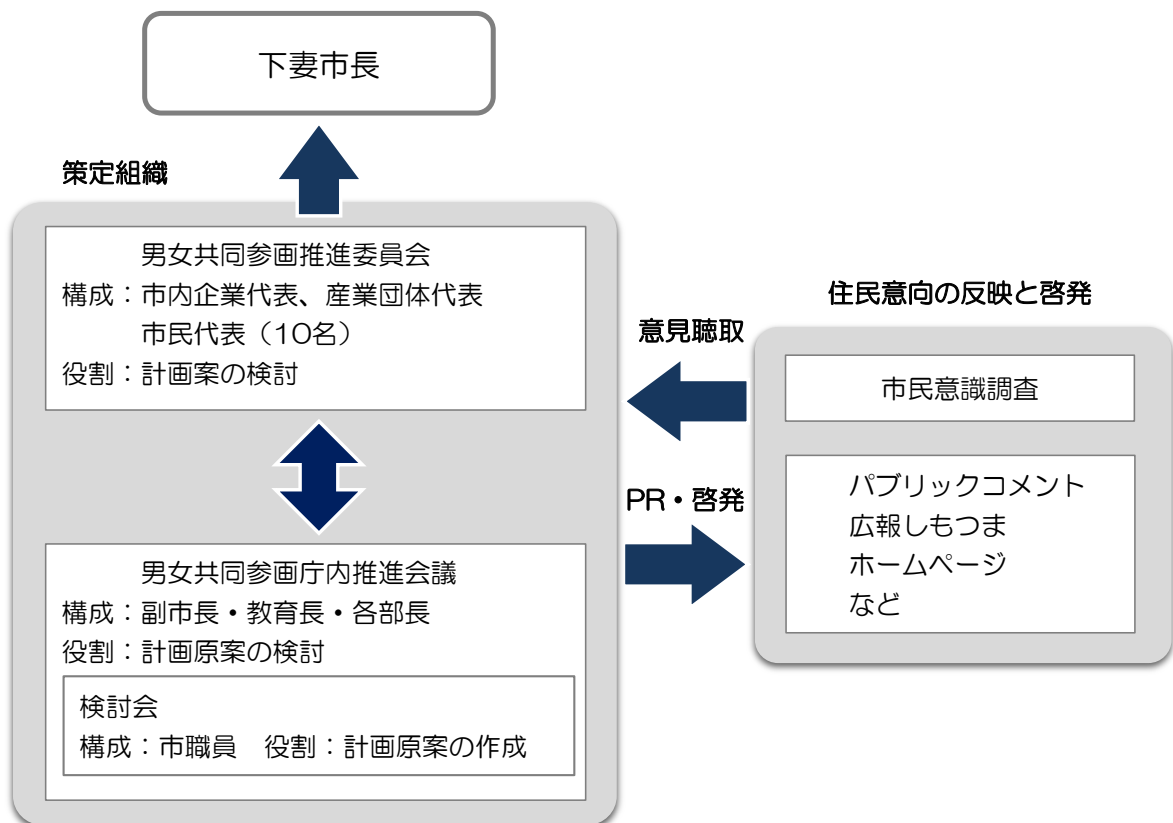
本プランは、下図に示す体制により、策定を行いました。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 23 条に基づき、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会」として位置づける「下妻市男女共同参画推進委員会」は、市内の企業や産業関係団体の代表者、並びに市民の代表者により構成され、本計画案の検討を行いました。

「下妻市男女共同参画庁内推進会議」は、市における男女共同参画を行政が率先して推進する必要があるため、男女共同参画に関する施策や方向性を検討する場として、副市長を委員長に、教育長・各部長が委員となり設置された会議で、本プランの原案に関する検討を行いました。

推進会議の下部組織として位置づけられた「検討会」は、計画策定の実務を推進するワーキングチームとして、各課における事業等の調査を行うとともに、計画原案の策定にあたりました。

また、計画に市民の意向を反映させるために市民意識調査を実施するとともに、プランの素案をパブリックコメントにかけ、広く意見の募集を行いました。



第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状

1. 統計から見える状況
2. 市民意識調査から見える市民の意識
3. 第2次推進プランの推進状況

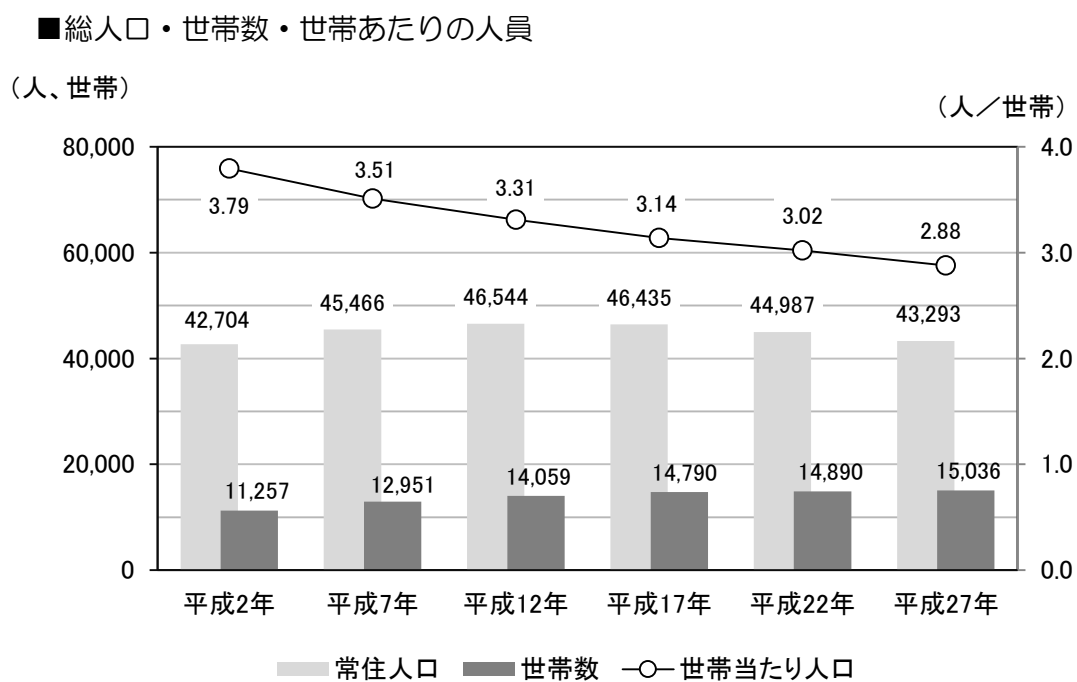
第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状

1. 統計から見える状況

(1) 人口や世帯の状況

国勢調査によれば、本市の総人口は平成12年以降減少傾向にあり、調査ごとに減少幅が拡大しています。平成27年の総人口は43,293人で、前回調査の平成22年からおよそ1,700人減少しました。

一方、世帯数は増加の傾向が続いているため、世帯あたりの人員は徐々に減少しており、平成27年には3人を割り込み、2.88人となっています。

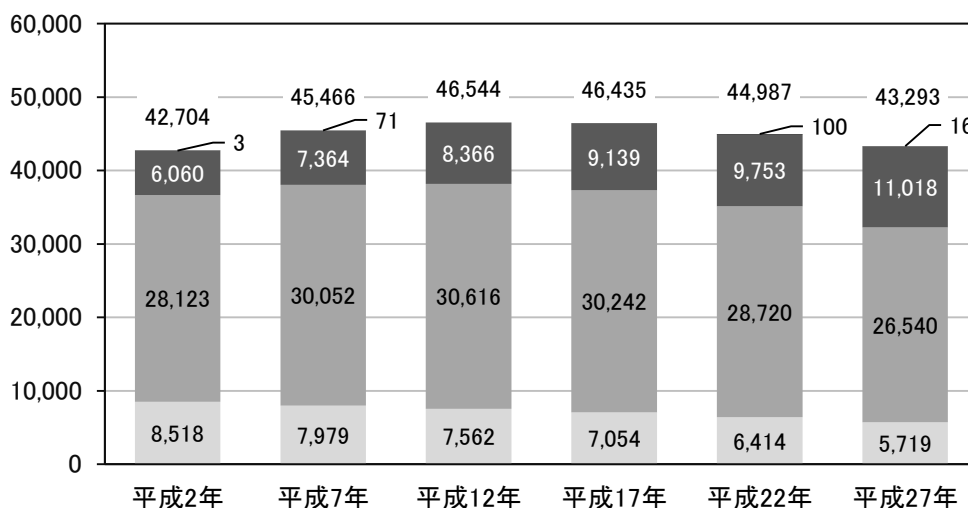


資料：国勢調査（各年10月1日時点）※平成22年以前は旧下妻市と千代川村の合計値

年齢3区分別の人口を見ると、15歳未満の年少人口は平成2年以降、また15歳から64歳の生産年齢人口は平成12年以降、それぞれ減少であるのに対し、65歳以上の高齢者人口については、平成2年以降増加が続き、総人口に占める割合（高齢化率）は、平成27年には25.4%と、4人にひとりが高齢者となっています。

■年齢3区分別人口構成

(人)

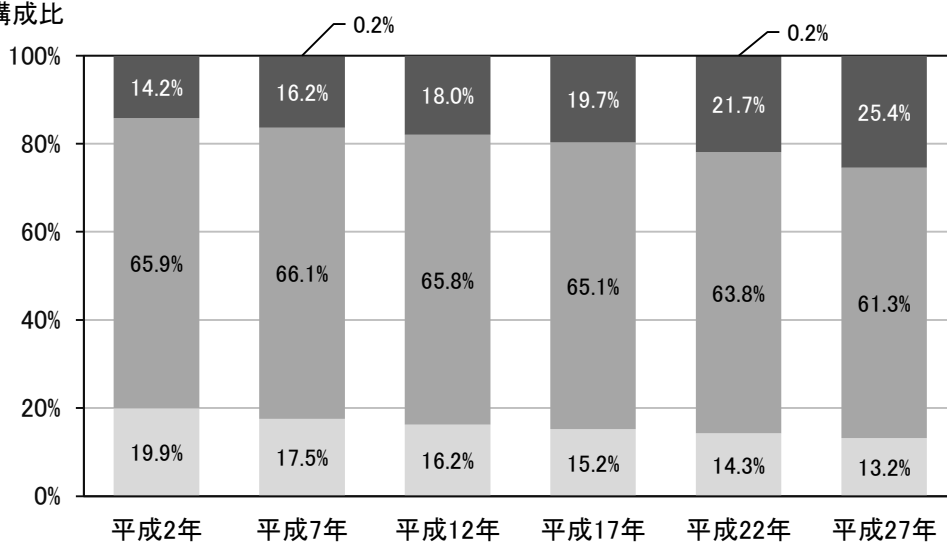


■年少人口(0~14歳) ■生産年齢人口(15~64歳) ■高齢者人口(65歳以上) ■不詳

資料：国勢調査（各年10月1日時点）※平成22年以前は旧下妻市と千代川村の合計値

■年齢3区分別の人口構成比

構成比



■年少人口(0~14歳) ■生産年齢人口(15~64歳) ■高齢者人口(65歳以上) ■不詳

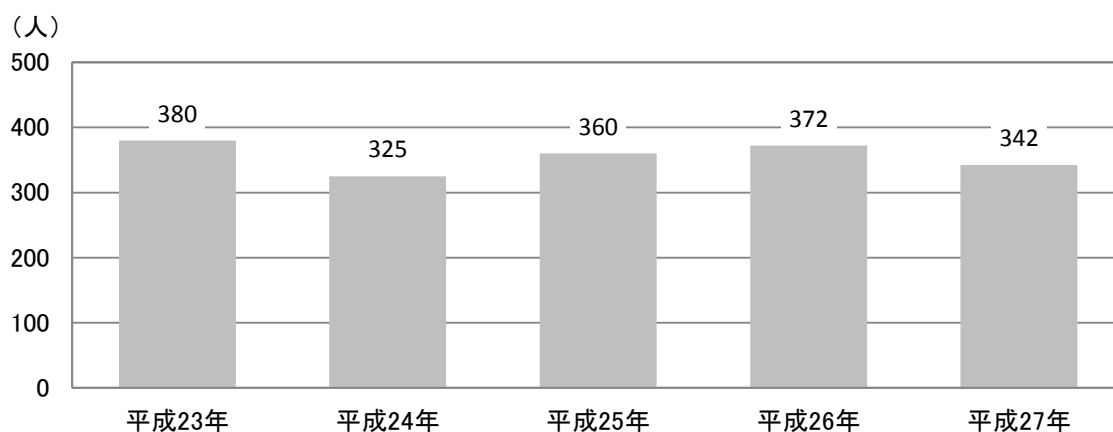
資料：国勢調査（各年10月1日時点）※平成22年以前は旧下妻市と千代川村の合計値

(2) 出生の状況

本市における平成 23 年から平成 27 年にかけての年間出生数は、平成 23 年の 380 人を最多、平成 24 年の 325 人を最少とした範囲で推移しています。

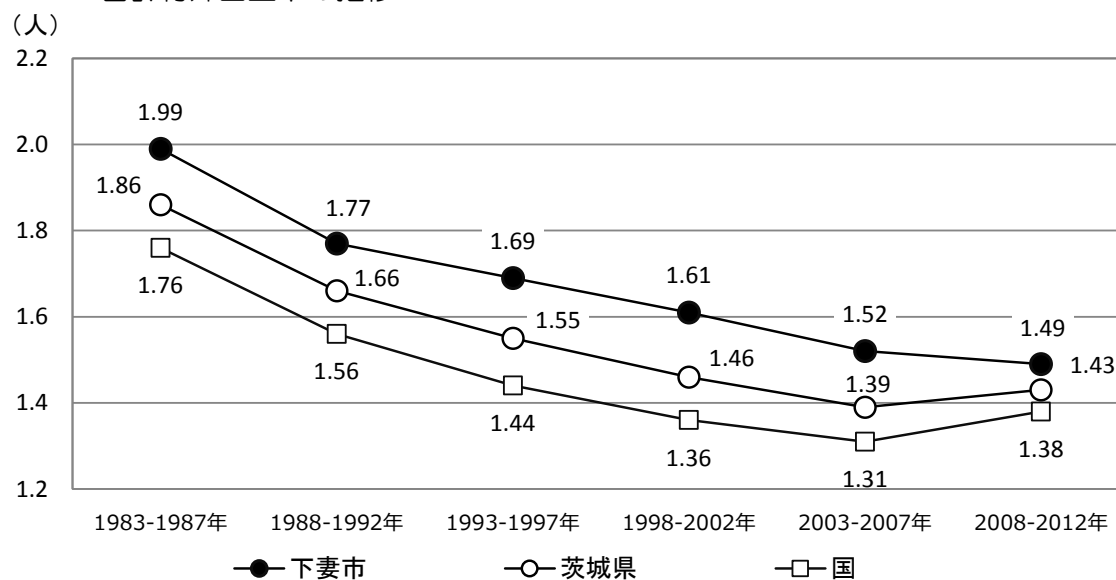
合計特殊出生率は、昭和 58 年（1983 年）以降、平成 24 年（2012 年）まで、減少が続いていましたが、平成 20 年（2008 年）からの 5 年間で、国、県は増加に転じる一方、本市では依然減少が続いています。

■出生数の推移



資料：茨城県常住人口調査※

■合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計

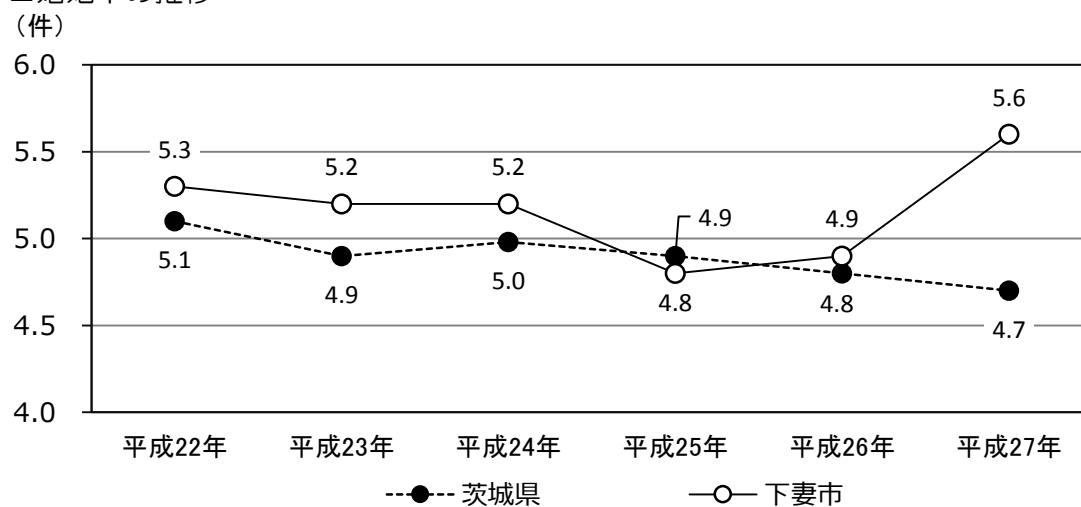
※ 常住人口

国勢調査の間における、市町村の人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、国勢調査における人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳に基づき届け出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計しているもの。

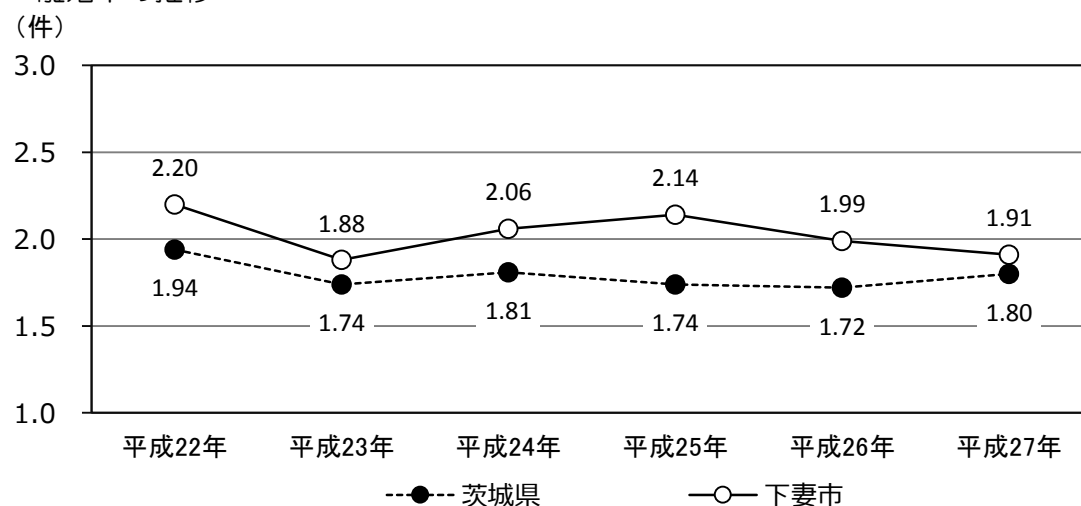
(3) 結婚や離婚の状況

本市における人口千人あたりの婚姻件数（婚姻率）及び離婚件数（離婚率）は、下図に示すとおり、平成22年から平成27年までの期間のほぼ全てにおいて、県全体よりも高く推移しています。また、未婚率については、30歳代を中心に、各年代とも調査の度に高くなっています。

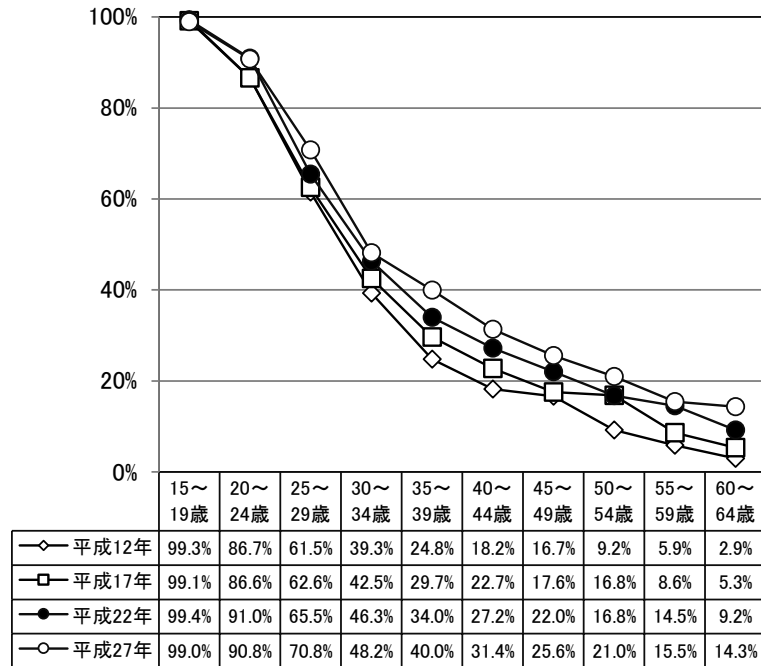
■婚姻率の推移



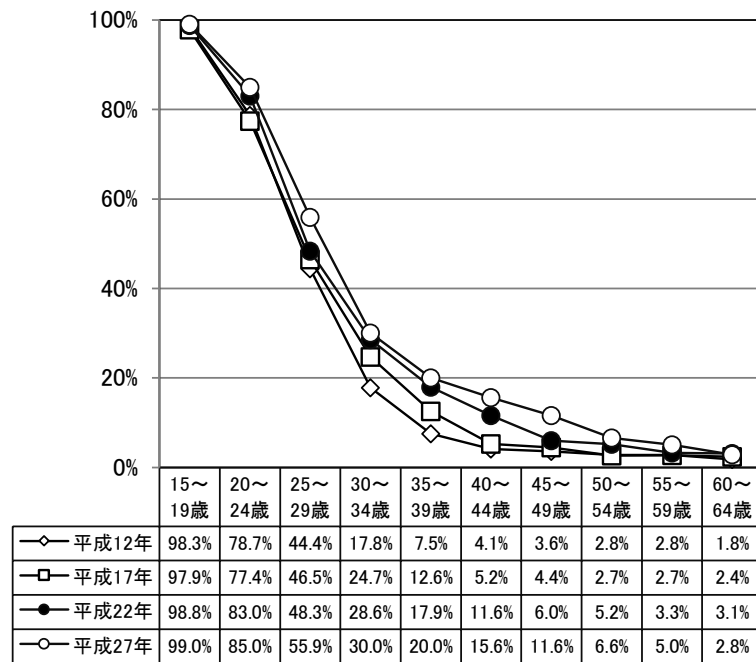
■離婚率の推移



■年齢階級別未婚率（男性）



■年齢階級別未婚率（女性）

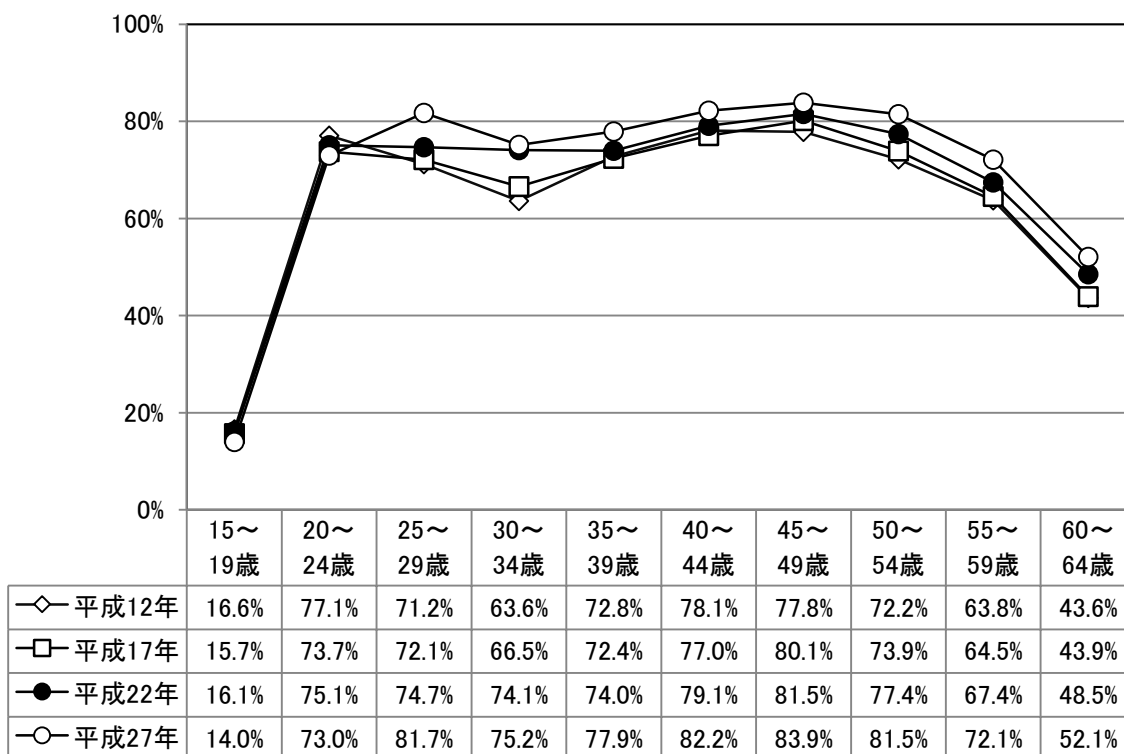


資料：国勢調査（各年10月1日時点）※平成22年以前は旧下妻市と千代川村の合計値

(4) 就業の状況

女性の年齢階級別労働力率については、平成12年と平成17年で見られる30歳から34歳の年代での落ち込みが、平成22年には現れていません。しかし、平成27年の調査では、20歳から24歳及び35歳以降の年代の労働力率が高まったため、再び落ち込みが現れています。

■女性の年齢階級別労働力率



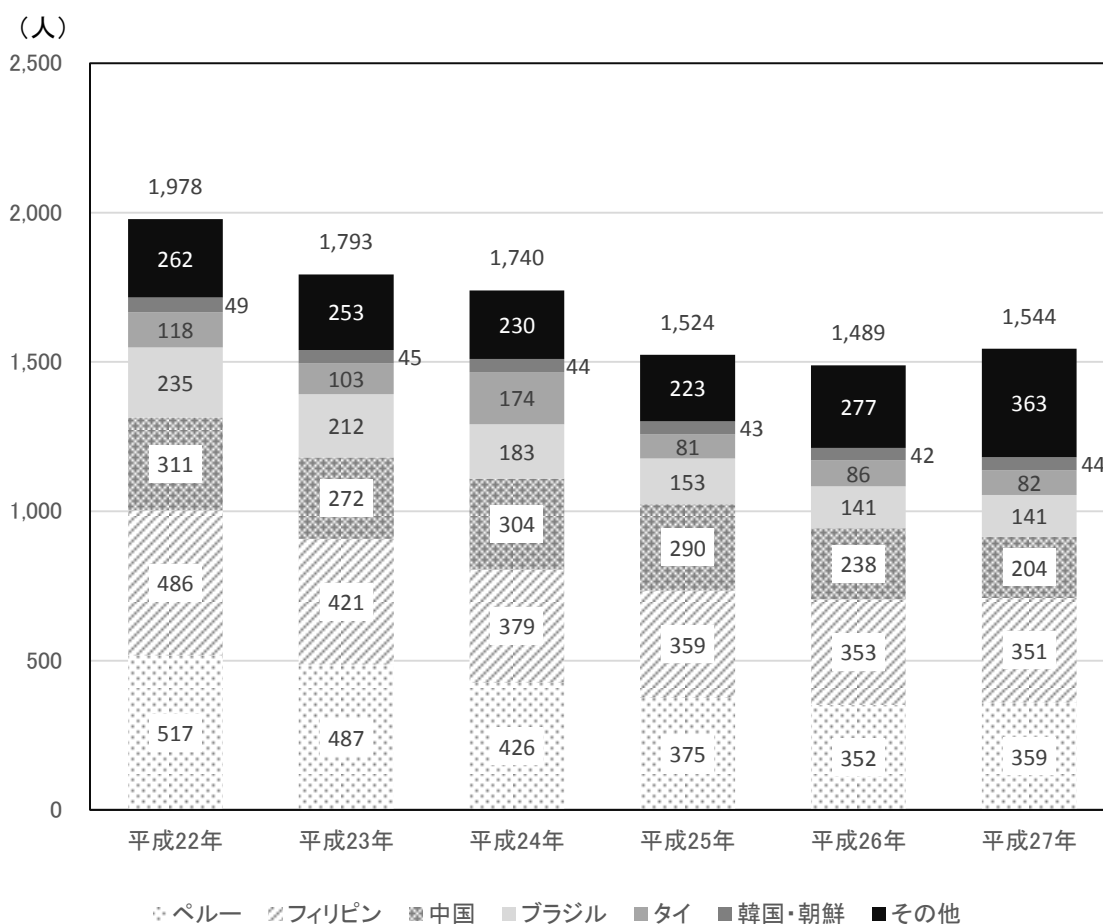
資料：国勢調査（各年10月1日時点） ※平成22年以前は旧下妻市と千代川村の合計値



(5) 国際化の状況

本市の外国人登録者数は、平成 22 年以降減少し、平成 25 年には 1,524 人となりましたが、その後は下げ止まり、1,500 人を挟んで増減しています。国籍別ではペルー、フィリピン、中国が多く、この3カ国だけで登録者数全体の約 6 割を占めています。

■国籍別外国人登録者数の推移



資料：市民課（各年 4 月 1 日時点）



2. 市民意識調査から見える市民の意識

第3次下妻市男女共同参画推進プランの策定にあたり、市民のみなさまから、家庭生活や雇用・就業、人権などについて、男女共同参画の視点からのご意見をいただき、プラン策定の参考とするため、市民意識調査を行いました。調査及び調査結果の概要を、以下にご紹介します。

調査の概要

■調査対象

本市内にお住まいの18歳以上の市民1,500人を無作為に抽出しました。

■調査方法

アンケート調査票を郵送配布、無記名にて郵送回収しました。

■調査時期

平成28年10月1日（土）～10月21日（金）

■回収結果

配布数：1,500票 回収票数：758票 回収率：50.5%

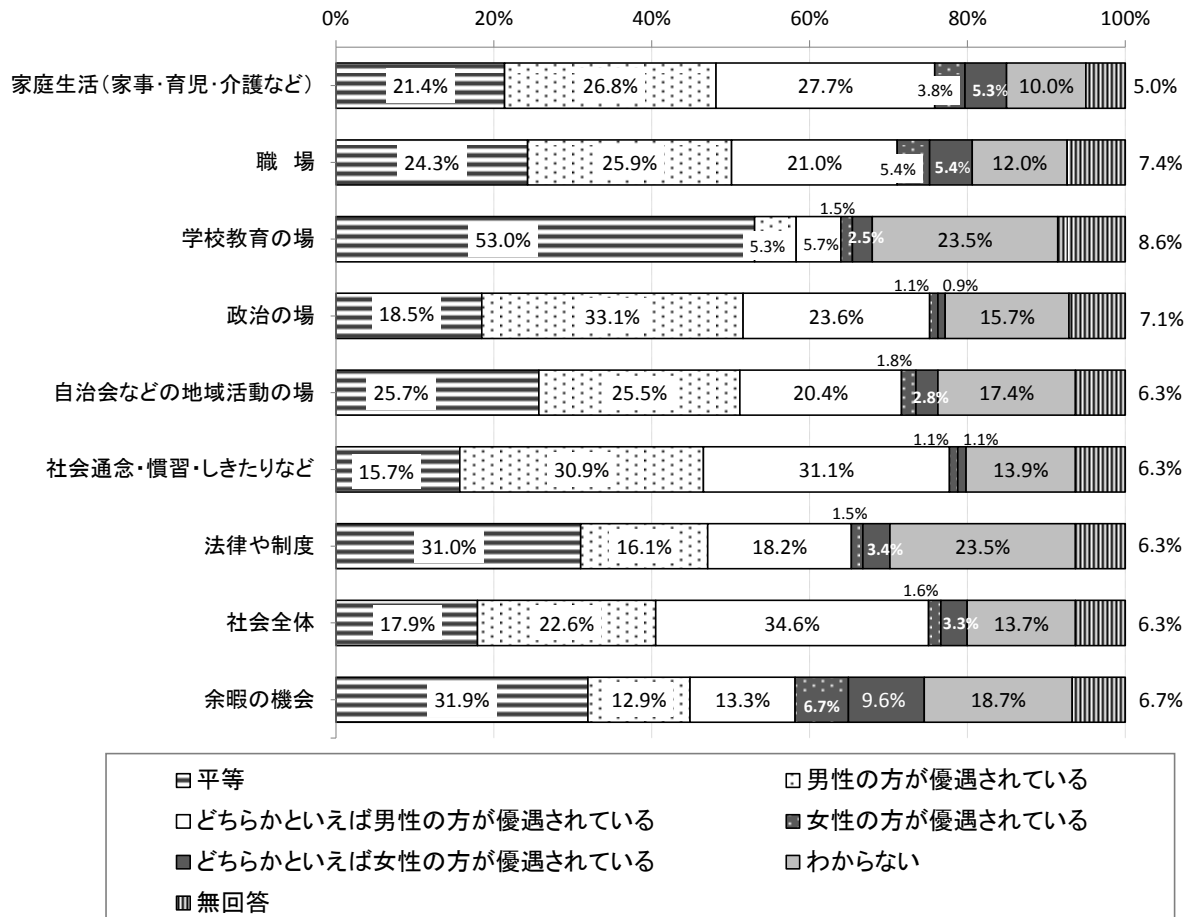
■調査項目

1. 属性について
2. 男女の平等について
3. 家庭生活について
4. ワーク・ライフ・バランスについて
5. 就業関係について
6. 学校教育について
7. 男女の人権について
8. 男女共同参画社会について

調査結果の概要

① 男女の平等や性別役割分担[※]の意識について

■あなたは、次の分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。

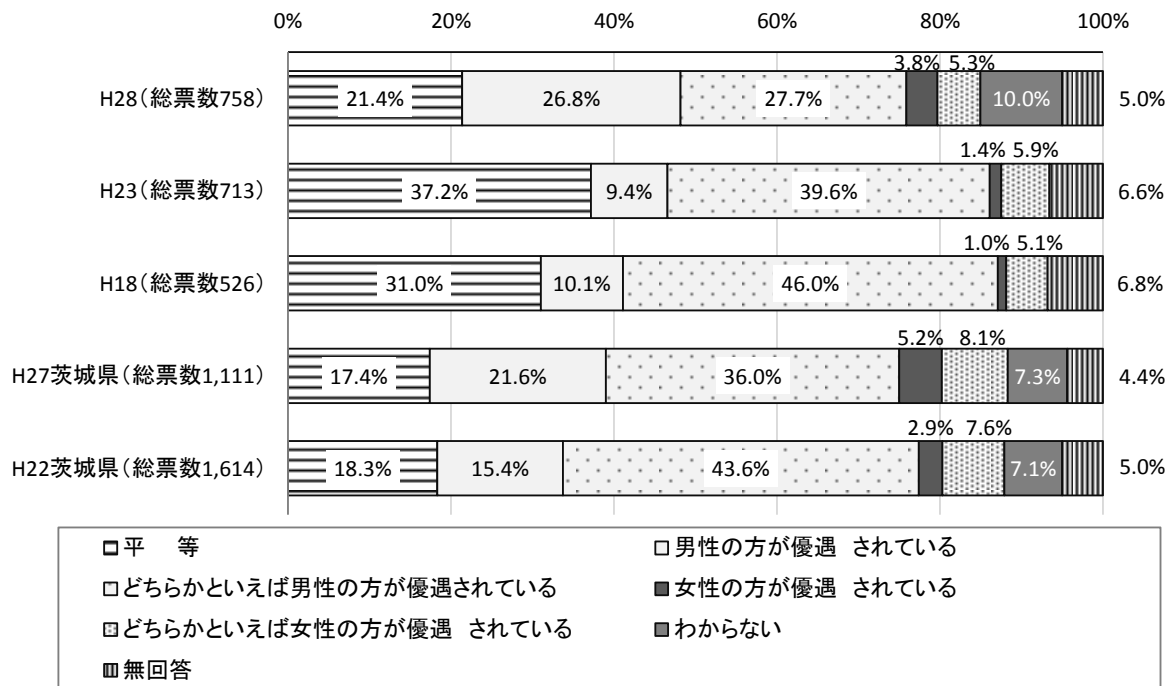


各分野を比較し、男女の地位が「平等」との回答が最も多かったのは「学校教育の場」(53.0%)で、最も少なかったのは「社会通念・慣習・しきたりなど」(15.7%)でした。「男性が優遇されている」との回答は、全ての項目で「女性が優遇されている」との回答の割合を上回っており、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」では、その差が特に大きくなっています。

※ 性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。(内閣府)

■家庭生活での男女の地位の平等感【時系列・県調査との比較】



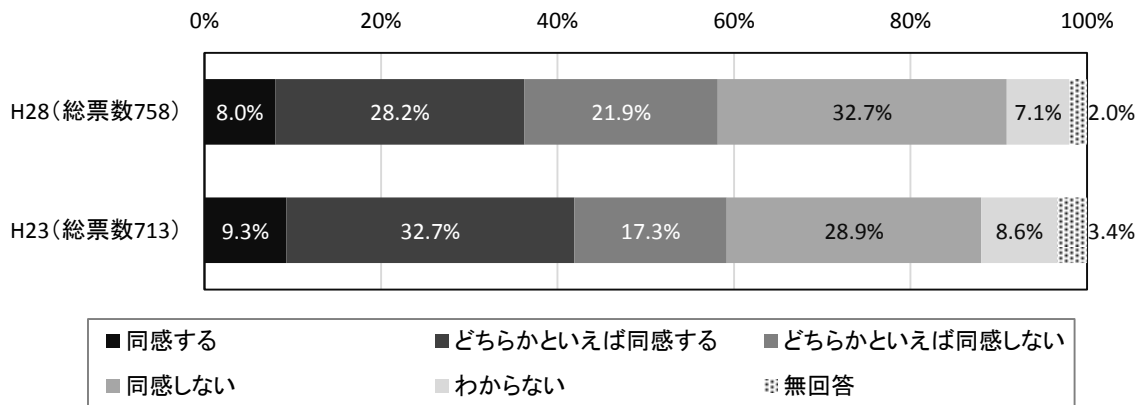
家庭生活における男女の地位の平等感について、本市における前回(H23)及び前々回(H18)調査の結果と比較すると、「平等」の回答が、市の前回調査よりも16ポイント減少しました。これは、今回、県調査に合わせて「わからない」を新たに選択肢のひとつとしたことが影響した可能性があります。

また、「女性の方が優遇されている」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」との回答の割合が今回9.1%、前回7.3%、前々回6.1%と徐々に増加している一方で、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答は前回調査よりも11.9ポイント減少し、「男性の方が優遇されている」が17.4ポイント増加するなど、男女の地位の平等感については男性のほうが優遇されているとの意識がより強くなってきています。

市民の意見

男性においても育児や家事に積極的に協力していくことが必要だと思います。また、職場では育休や介護休暇などをとりやすい環境作りも大切です。【70代以上・男性】

■あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどのように思いますか。

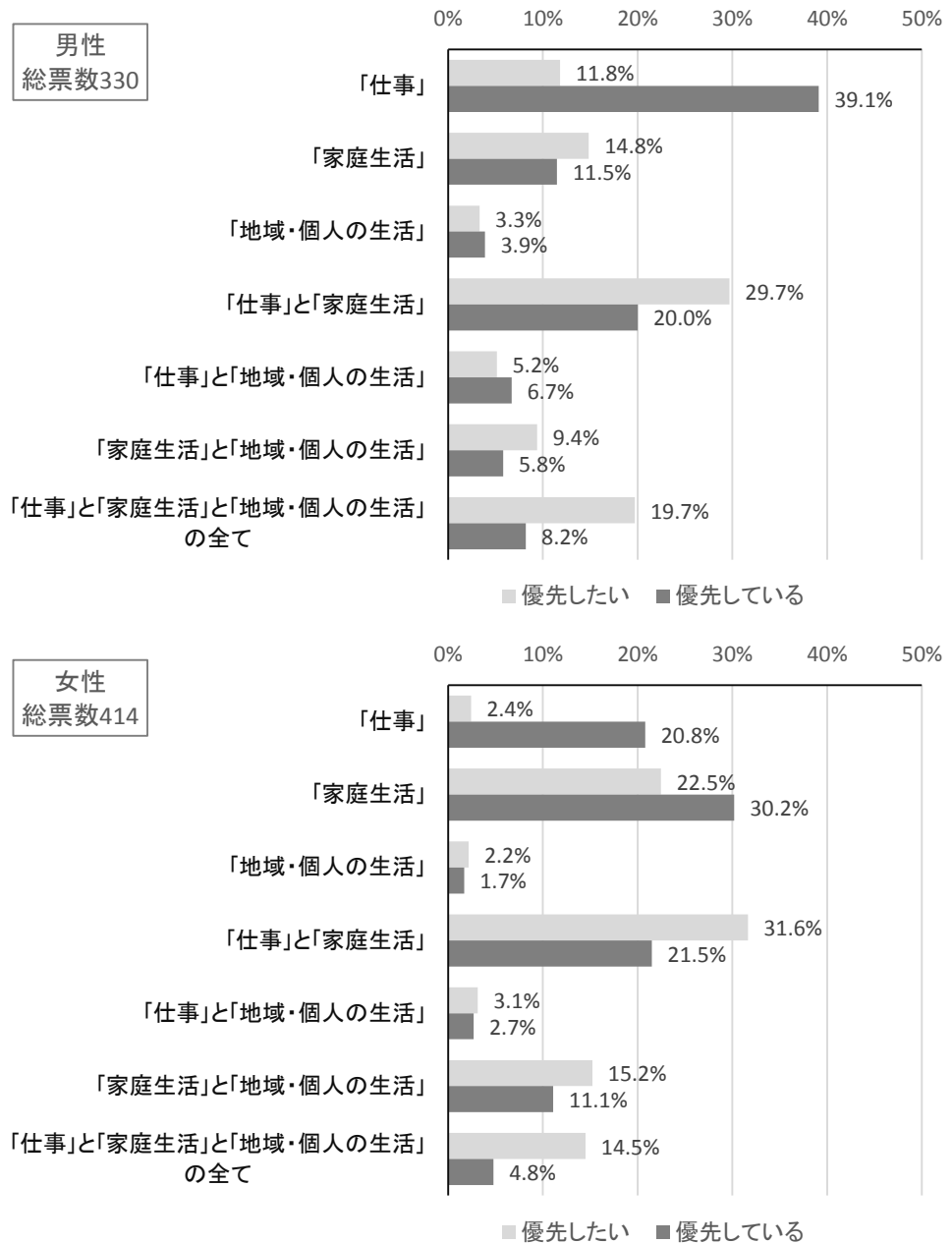


「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「同意する」と「どちらかといえば同意する」を合わせた割合は、36.2%、「同意しない」と「どちらかといえば同意しない」は 54.6%で、両者の差は 18.4%となりました。前回調査ではその差 4.2%であったことから、この性別役割分担については、同意しない旨の意識を持つ人が増えているという結果となっています。



② ワーク・ライフ・バランスについて

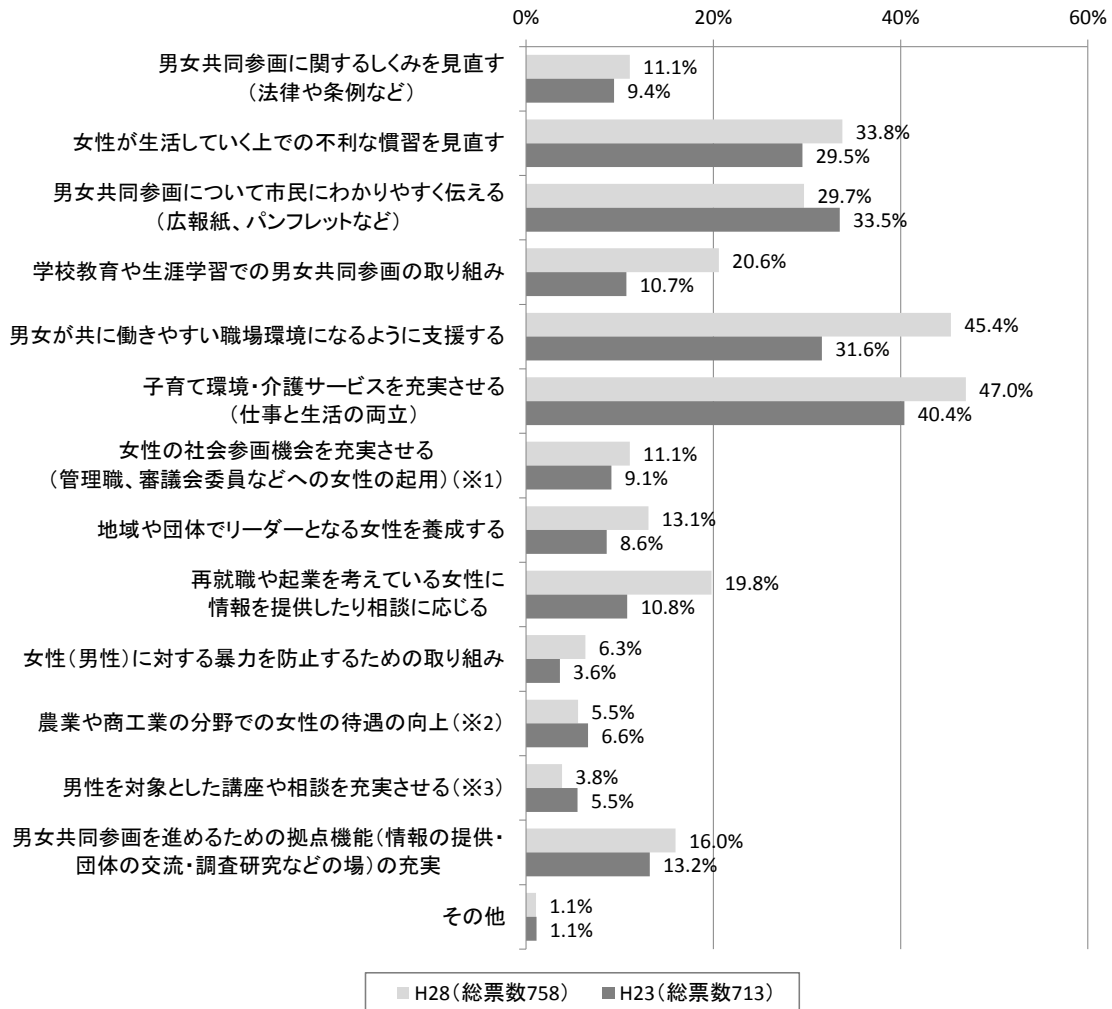
■ 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実について伺います。



「仕事」と「家庭生活」を優先したいと希望する人の割合よりも、実際にそれを優先できている人の割合は、男女とも10%前後低くなっています。また、実際に「仕事」を優先している人は、「仕事」を優先したいと希望する人よりも男女共に多く、その割合は男性が3.3倍、女性が8.7倍となっています。

③ 男女共同参画に向けた施策について

■今後、男女共同参画について、下妻市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで選択)



※1：H23 調査での選択肢は「市の審議会委員や市の団体の役員などへもっと女性を起用する」

※2：H23 調査での選択肢は「家族経営などで農業や商工業を営む所での女性の待遇の向上」

※3：H23 調査での選択肢は「男性も対象としたいろいろな講座や相談を充実させる」

「子育て環境・介護サービスを充実させる」が47.0%で最も多く、前回調査よりも6.6ポイント高くなっています。これに「男女が共に働きやすい職場環境になるように支援する」(45.4%)、「女性が生活していく上での不利な慣習を見直す」(33.8%)が続きますが、特に「男女が共に働きやすい職場環境になるように支援する」については、前回の回答率(31.6%)を13.8ポイント上回っており、職場環境の改善への期待の大きさが伺えます。

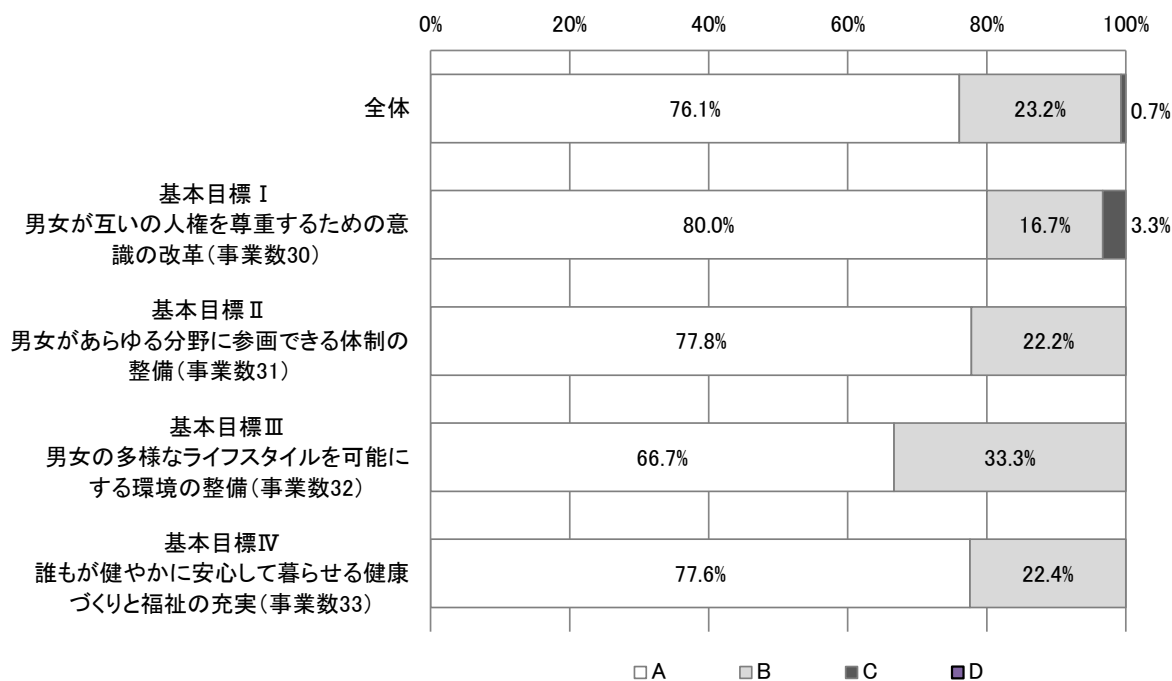
3. 第2次推進プランの推進状況

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間としていました。第3次推進プラン策定にあたり、第2次推進プランに盛り込まれていた事業について、平成28年3月31日時点における推進状況や実績を、以下の基準に従って評価しました。

目標（施策の方向）に対する達成度
 A：計画どおりに達成できた（80%以上）
 B：ほぼ計画どおりに達成できた（50～79%）
 C：計画どおりに進まなかった（1～49%）
 D：計画に及ばなかった（実施していない）

結果は以下のとおり、全体では76.1%の事業が計画どおりに達成できた、23.2%がほぼ計画どおりに達成できたとの評価で、計画どおりに進まなかった事業は0.7%（1事業）に留まり、計画に及ばなかった事業はありませんでした。

基本目標別に見ると、基本目標Ⅲ 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備において、計画どおりに達成できたとの評価が66.7%と他の目標と比較してやや低い達成率となりました。





小中学生による男女共同参画川柳・標語

～広げよう 心と心がつながる社会～
男女共同参画川柳・標語 最優秀作品

本市では、「自分らしく」いろいろなことに「チャレンジ」し、お互いを認め支え合うことができるまちづくりを目指して、男女共同参画事業に取り組んでいます。

その取り組みの一つに、学校や家庭、日常生活の中で必要だと思うことを市内小学校5年生から中学校3年生の親子で考え、川柳・標語に表現した作品の応募をいただいています。応募作品の中から、最優秀賞に選ばれた作品を紹介します。

平成 25 年度（応募数 小学生 30 作品・中学生 9 作品）

小学生の部 「**せいべつは 関係ないよ 仲良くな**」

蚕飼小学校 5年 Sさん(男子)

中学生の部 「**認めよう 男女の違いと すばらしさ**」

千代川中学校 1年 Mさん(男子)

平成 26 年度（応募数 小学生 48 作品・中学生 300 作品）

小学生の部 「**主婦と主夫 家事分担で 思いやり**」

騰波ノ江小学校 5年 Oさん(男子)

中学生の部 「**“認め合う” 平等社会の 第一歩**」

下妻中学校 2年 Sさん(女子)

平成 27 年度（応募数 小学生 54 作品・中学生 375 作品）

小学生の部 「**支え合い 男女に広がる 笑顔の輪**」

総上小学校 6年 Kさん(男子)

中学生の部 「**男女とも 手と手を取り合い 生きる社会**」

東部中学校 2年 Tさん(男子)

平成 28 年度（応募数 小学生 155 作品・中学生 442 作品）

小学生の部 「**作ろうよ 男女の差別 なくなる世界**」

総上小学校 5年 Iさん(女子)

中学生の部 「**つくろうよ！ ママ・パパが輝ける 笑顔の場を**」

下妻中学校 2年 Sさん(女子)

第3章 プランの基本理念と目標

1. プランの基本理念
2. プランの目標
3. プランの体系

第3章 プランの基本理念と目標

1. プランの基本理念

下妻市男女共同参画推進条例では、基本理念として、以下の（１）から（５）の項目を掲げています。

条例が示す男女共同参画推進の基本理念（抜粋）

- （１）個人と人権の尊重、男女の能力発揮の機会の確保
- （２）社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和
- （３）政策等の立案及び決定への男女共同参画
- （４）家庭生活における活動と他の社会的活動の両立
- （５）国際的協調

この理念のもと、第3次下妻市男女共同参画推進プランでは、性別にとらわれることなく、優しさと思いやりを持って、お互いを認め合い、ひとり人間としていきいきと活躍できるまちづくりを、次のスローガンとともに目指していきます。

第3次下妻市男女共同参画推進プランのスローガン

意識から 勇気の一步を踏み出そう

～ 支え愛 認め合って 自分らしく輝くまち しもつま ～

今、私たちにとって大切なのは、自らの意識を変えて、みんなで行動に移すことであると考え、スローガンでは「勇気の一步を踏み出そう」と呼びかけ、意識から行動への変化を促します。この呼びかけには、男女共同参画社会を推進するために「男女共同参画」を自分自身の問題として自覚し、何ができるか考えてもらいたいという思いも含ませています。

2. プランの目標

基本目標Ⅰ 意識の改革 ～互いを尊重するために～

男女が互いを尊重し、性別にとらわれず、持てる能力を十分に活かすことのできる社会を形成するためには、長く社会的に培われ、無意識に前提と考えがちな性別役割分担の意識や、男性・女性それぞれに「こうあるべき」といった考え方のひとつひとつについて、それが不合理であれば改めていくことが必要です。

男女の役割を固定的にとらえる意識の改革を更に進め、現実の家庭生活や社会生活の場において男女の地位の平等感が高まるよう、男女共同参画に関する啓発活動や教育・学習機会の充実を図ります。また、意識改革を通じて、現在、深刻な問題として取り上げられることが多くなっている男女間の暴力について、その根絶を目指していきます。

基本目標Ⅱ 環境の整備 ～多様なライフスタイルを可能とするために～

「家庭生活」と「仕事」、「地域・個人の生活」について、どのようなバランスを理想とするかは個人の考え方ですが、「理想」と「現実」の間の隔たりは、一人ひとりが個性を活かし、家庭や社会の中で生き生きと暮らす上での妨げとなります。

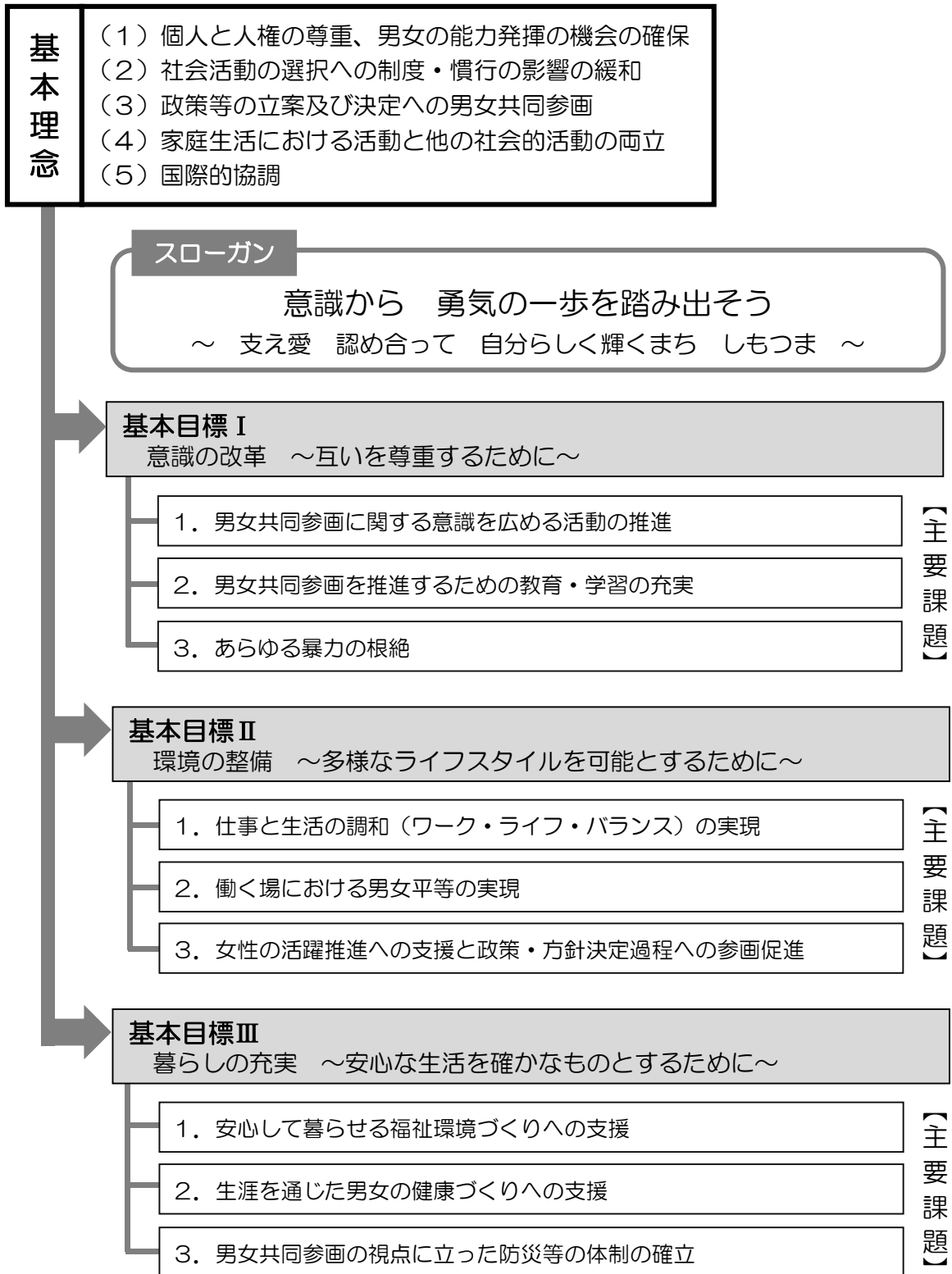
仕事と生活が調和のとれた状態（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進するために、広報などを通じた情報提供を進めます。また、小さな子どもがいる母親が、子育てと仕事を無理なく両立できるよう、保育や子育てに関するサービスの充実に努めます。更に、女性の活躍が推進されるために、職場や様々な団体の場における男女共同参画の整備と拡大を支援します。

基本目標Ⅲ 暮らしの充実 ～安心な生活を確かなものとするために～

性別に関係なく、子どもから高齢者まで、また障害がある人ない人、全ての市民がかけがえのない社会の一員として互いに尊重しあい、安心して暮らすことができるよう、必要な支援を充実させることが必要です。

安心して暮らせる福祉環境づくりと、生涯を通じた男女の健康づくりのための支援を充実させていきます。また、近年国内各地で発生している地震や集中豪雨などの災害に備え、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備に努めるとともに、防犯活動を推進します。

3. プランの体系



第4章 プランの内容

基本目標Ⅰ 意識の改革

基本目標Ⅱ 環境の整備

基本目標Ⅲ 暮らしの充実

数値目標

第4章 プランの内容

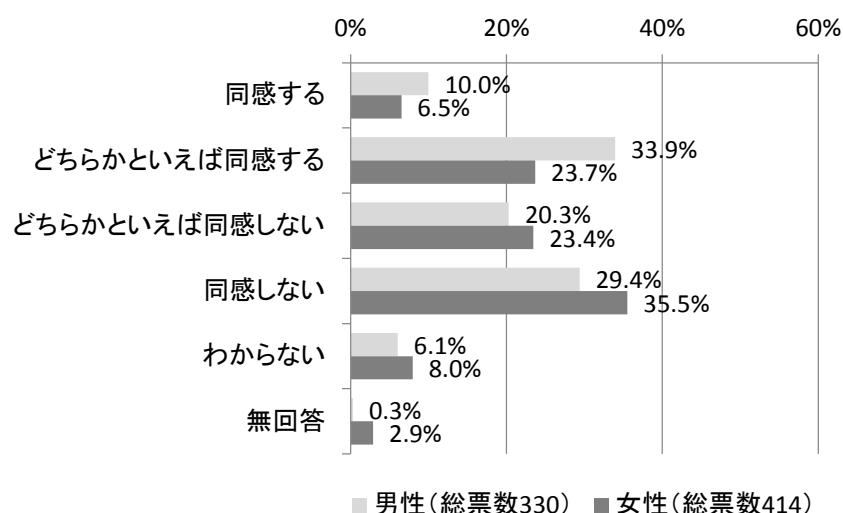
基本目標Ⅰ 意識の改革 ～互いを尊重するために～

1. 男女共同参画に関する意識を広める活動の推進

現状と課題

23ページの市民意識調査結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「同感しない」との回答が「同感する」よりも多く、その差は18.4%と平成23年の前回調査(4.2%)よりも広がりました。固定的な性別の役割意識は着実に解消に向かっているとと言えますが、下のグラフを見ると、男女間での意識の差は、まだまだ大きいことがわかります。

■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



資料：平成28年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

また、21ページの市民意識調査における、現実の家庭生活の場や職場、社会全体などにおける男女の地位について「平等」との回答は、「学校教育の場」が5割を超えているものの、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」など、他の全ての項目で「男性が優遇されている」との回答が「女性が優遇されている」との回答を上回っており、性別役割分担における「男性が優遇されている」との意識に、平成18年の調査から目立った変化は現れていません。意識改革への取り組みは、今後も継続が必要となっています。

施策の方向性

意識改革を図るためには、啓発活動が欠かせません。男女共同参画においても、広報紙やホームページ、SNS※¹など、様々な媒体を使った情報提供を行うとともに、関連する講座の開催などを通じて市民の関心を高め、広く啓発を行います。

■男女共同参画に関する意識啓発事業の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------------------|---|-------|
| 1 | 男女共同参画関連事業の実施 | ○市民の男女共同参画に関する関心を高め、啓発を図るために、参加しやすい講座等を企画し、実施します。 | 市民協働課 |
| 2 | 男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発 | ○男女共同参画に関する理解を深めていくことができるよう、広報紙やお知らせ版、ホームページ等で情報を提供します。また、国・県・他市町村が開催する各種セミナー等の情報を収集し、参加を呼びかけ、男女共同参画意識の啓発を図ります。 | 市民協働課 |
| 3 | 男女雇用機会均等法※ ² にかかる諸施策の普及 | ○国及び関係機関から、男女雇用機会均等法にかかる制度・施策における広報依頼があった際は、お知らせ版へ掲載します。 | 商工観光課 |

※1 SNS

「Social Networking Service（社会的ネットワークサービス）」の略称。インターネットを使い、個人や団体の間をつなぐ社会的なネットワークを提供するサービスで、代表的なものとして Facebook などがある。

※2 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

昭和47年（1972年）「勤労婦人福祉法」として制定・施行されたが、女子差別撤廃条約批准のため、昭和60年（1985年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」へ改正され、更に平成11年（1999年）の改正で現在の名称となり、男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。平成28年（2016年）の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設された。

■情報提供の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|-------------|
| 4 | 広報紙やSNSを活用した情報提供 | ○男女平等・男女共同参画社会の必要性の理解を深め、固定的な性別役割分担意識や慣習などの解消を図るため、特集記事や市民から寄せられた意見・要望等に対する回答を掲載するなど、市民や事業所に対して、広報紙や SNS を活用して情報の提供に努めます。 | 秘書課 関係各課 |
| 5 | 市民活動団体登録制度の周知と市民活動への参加促進 | ○市民活動を行っている団体の活動の情報をホームページ等で公開し、市民活動への参加促進を行う。また、団体登録制度を広く周知し、市民協働のまちづくりを推進します。 | 市民協働課 |
| 6 | 保健医療サービス等情報提供の充実 | ○市のホームページや広報紙、フェイスブックへの掲載、ポスターの掲示及びパンフレット、リーフレット、チラシの配布等により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。 | 保健センター |
| 7 | 外国人への情報提供と支援 | ○市内に居住する外国人の利便性と生活の向上を目的として、生活に必要な情報を外国語で記載したパンフレット等を作成し提供します。 | 関係各課 |

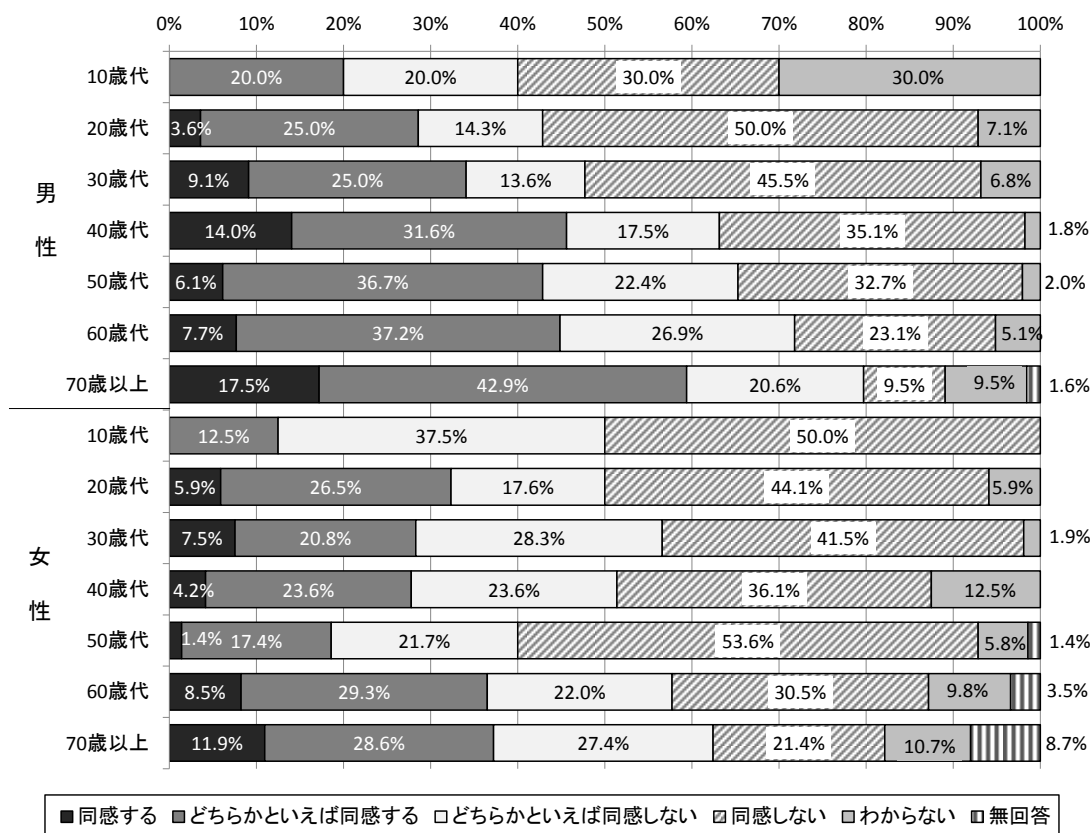


2. 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

現状と課題

市民意識調査での、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についての回答を年代別にみると、特に男性において、そうした考え方に「同感する」、「どちらかといえば同感する」が、年代とともに高まっていることが示されています。

■ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



資料：平成28年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

この結果は、男女共同参画についての理解や意識を育む取り組みを、子どもの頃から始めることが大切であること、また、そうした取り組みを、若い世代から高齢世代まで、生涯にわたり推進する必要があることを意味していると言えます。

施策の方向性

子どもから高齢者までのあらゆる世代の男女共同参画の理解や意識を高めるために、男女共同参画の視点に立った学校教育及び生涯学習を継続して推進します。

■男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|--|--------|
| 8 | 人権教室の開催 | ○毎年、人権週間（12月4日～12月10日）に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、男女を問わず、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。 | 福祉課 |
| 9 | 性に対する正しい知識の普及 | ○市内各小中学校で身体の発育や性機能の発達について説明し、命の大切さや他人を思いやる心、性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に行います。 | 保健センター |
| 10 | 児童・生徒対象の防犯教育の実施 | ○市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。 | 指導課 |
| 11 | スクールサポートセンター運営事業の実施 | ○スクールサポートセンターに教育相談員を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室の運営を通して、通室児童生徒を支援します。 ・学校訪問、家庭訪問等を通して、児童生徒や保護者に教育相談を行います。 ・学校、家庭、関係諸機関と連携を図りながら、学校不応傾向の見られる児童生徒の支援を行います。 ・電話による教育相談を行います。 ・発達障害を持った児童生徒と保護者の支援を行います。 | 指導課 |

■男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|------------------|---|-------|
| 12 | 総合型地域スポーツクラブの支援 | ○住民を主体とした総合型地域スポーツクラブが、性別や年齢、障害の有無などに関係なく多くの人々が生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを行えるよう適切な支援を行います。 ○クラブの活動を通して、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交流促進や青少年の健全育成に努め、活力ある地域社会づくりに寄与することを目指します。 | 生涯学習課 |
| 13 | 学校施設開放事業の実施 | ○市内小中学校の体育館及び校庭を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。 | 生涯学習課 |
| 14 | 人権教育講演会の開催 | ○人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、社会教育委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、保護者並びに福祉団体、市職員等を対象に人権教育講演会を開催します。 | 生涯学習課 |
| 15 | 高齢者対象とした生涯学習の開催 | ○生涯を通じて学び、生きがいを持てるような講座を開催します。 ・市内公民館、市民センターで高齢者学級の開催 ・講話等により人権教育研修会の開催 | 公民館 |
| 16 ★ | 情報通信技術（IT）講習会の実施 | ○情報が遮断されがちな高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援するため、パソコンを使用し、メールやインターネットなどの情報通信技術講習会を実施します。 | 公民館 |

市民の意見

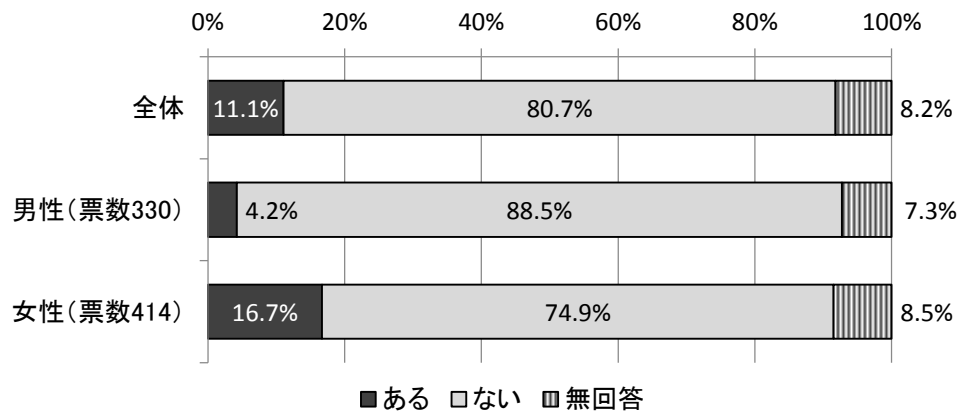
男女平等は社会的には広まってきているが、実際には職場、地域においても女性だからということで一歩下がった立場に置かれている。若い世代には男女の差はお互いに無いように見られます。家庭生活においても男性の参加を進めるうえで、学校教育はもちろん、社会人になってからも男女共同参画に対する情報発信をし、学んで、まずは明るい家庭生活の中から実現し、社会全体が住みよくなることと思います。【70代以上・女性】

3. あらゆる暴力の根絶

現状と課題

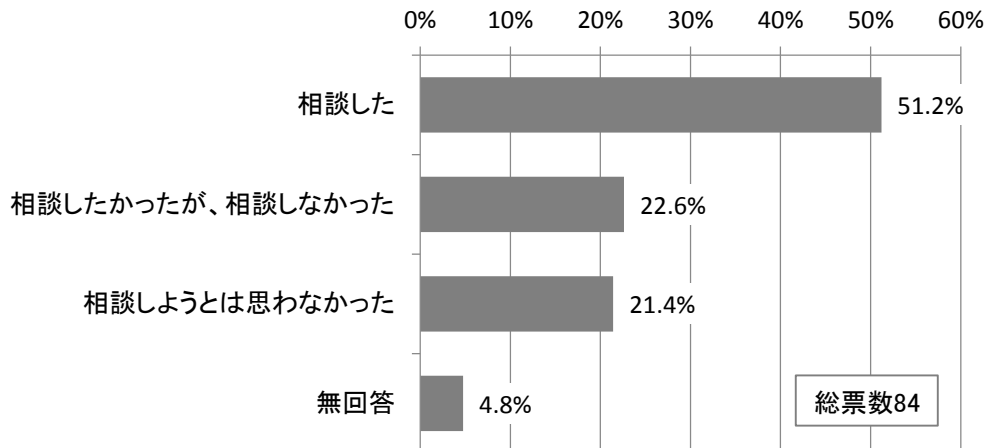
市民意識調査において、女性の 16.7%と男性の 4.2%が、暴力的な行為を受けたことがあると回答しています。また、暴力的な行為を受けたことがある人のうち、誰かに相談した人の割合は 51.2%で、44.0%の人は相談していません。

■暴力的な行為を受けた経験はありますか。



資料：平成 28 年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

■暴力的な行為を誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。



資料：平成 28 年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向性

DVなどの暴力、虐待、セクハラなどの根絶に向け、広報・啓発活動を行うとともに、被害を受けた人からの相談対応や、その保護に努めます。

■暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の推進と被害者への支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-----------------------|--|--------|
| 17 ★ | ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進 | ○配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底するため、広報紙等を通して啓発活動を行います。また、相談窓口の周知に努めます。 ○DV被害者の対応がスムーズにいくよう、関係部署との情報共有・連携を密にし、早期対応・細やかな支援に努めます。 | 市民協働課 |
| 18 ★ | セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | ○職場や地域社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を、広報紙等を通して啓発活動を実施します。 | 市民協働課 |
| 19 | 児童虐待防止事業の実施 | ○児童虐待防止推進月間(11月)に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。 | 子育て支援課 |
| 20 | 母子等保護の実施 | ○やむを得ない事由により住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該事由の解消等を図ることについて、必要な相談や援助を行うことにより、母子の福祉の向上を図ります。 | 子育て支援課 |
| 21 ★ | 女性相談事業の実施 | ○夫の暴力等から生ずる家庭内の問題の相談を行います。 | 子育て支援課 |

市民の意見

女性の弱い立場につけこんだいやがらせを受けることがあるので、すぐ相談できる場所があるといいと思います。そして、女性の相談者を設けて、いざ困った時にすぐ相談に乗ってくれる人がいると安心です。【50代・女性】

テレビ、雑誌、インターネット、映画等とにかくあらゆる情報が女性を軽んじる表現が世の中に蔓延している。(特に性描写) 社会風潮を改善しない限り、男女平等社会の実現は非常に難しいと思います。※メディアが政治、教育等をまじめに語る一方で「表現の自由」を盾に過激な性風俗を助長させている。【50代・男性】

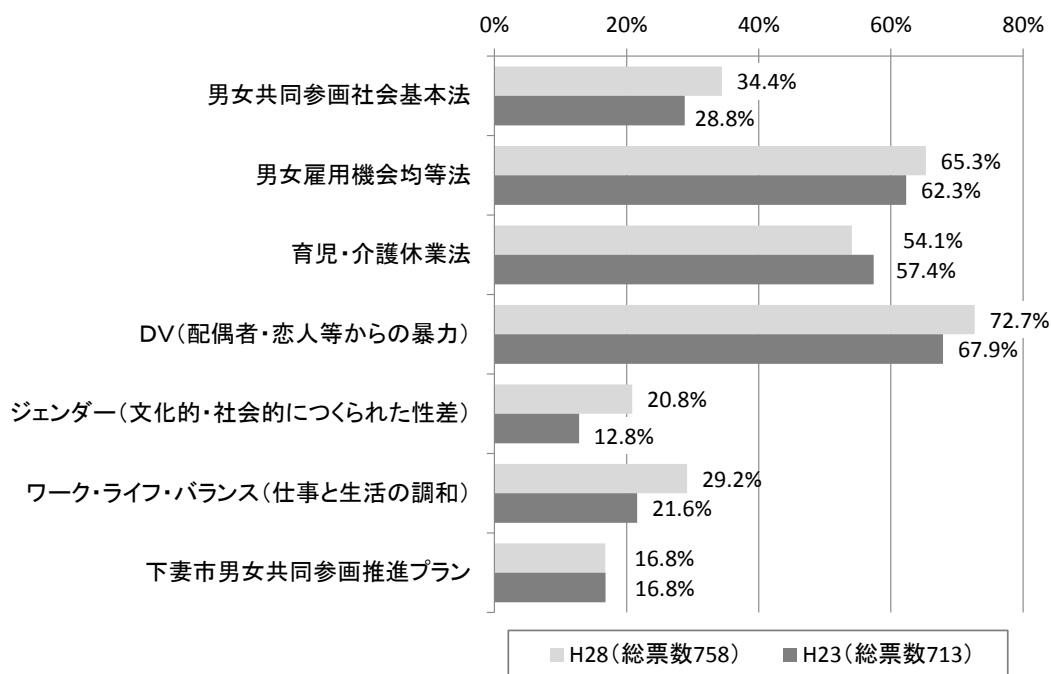
基本目標Ⅱ 環境の整備 ～多様なライフスタイルを可能とするために～

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

現状と課題

市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉を見たり聞いたりしたことのある市民の割合は29.2%で、前回調査（21.6%）よりも7.6ポイント増加しましたが、第2次推進プランで掲げた目標（50.0%）には達しませんでした。

■男女共同参画に関わる主な言葉の認知度



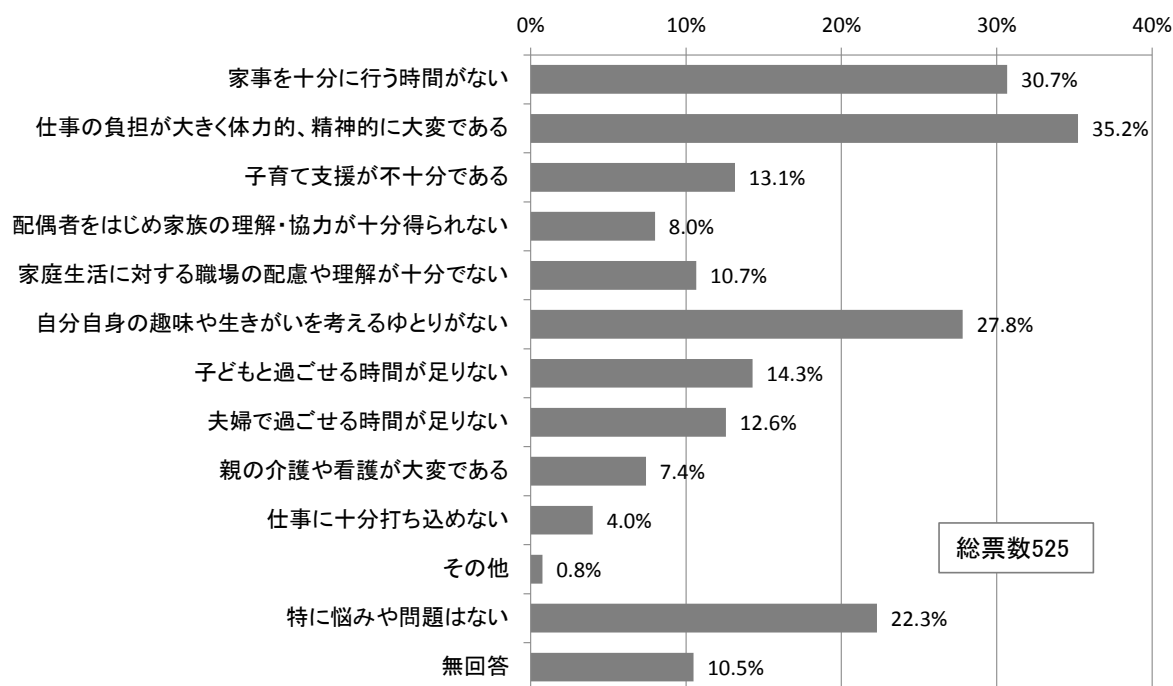
資料：平成23年及び平成28年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

仕事と家庭生活の調和に関しては、市民意識調査において、「仕事」を現実に優先している人の割合が、「仕事の優先」を希望する人の割合よりも多く、男性で3.3倍、女性は8.7倍に達しているなど、希望と現実の間には大きな差があることが示されています。

また、仕事と家庭生活を両立させる上での悩みや問題として回答の割合が多いものは、「仕事の負担が大きく、体力的、精神的に大変である」35.2%、「家事を十分に行う時間がない」30.7%、「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」27.8%などとなり、仕事の負荷が家庭生活や個人の生活にマイナスの影響を及ぼしていること

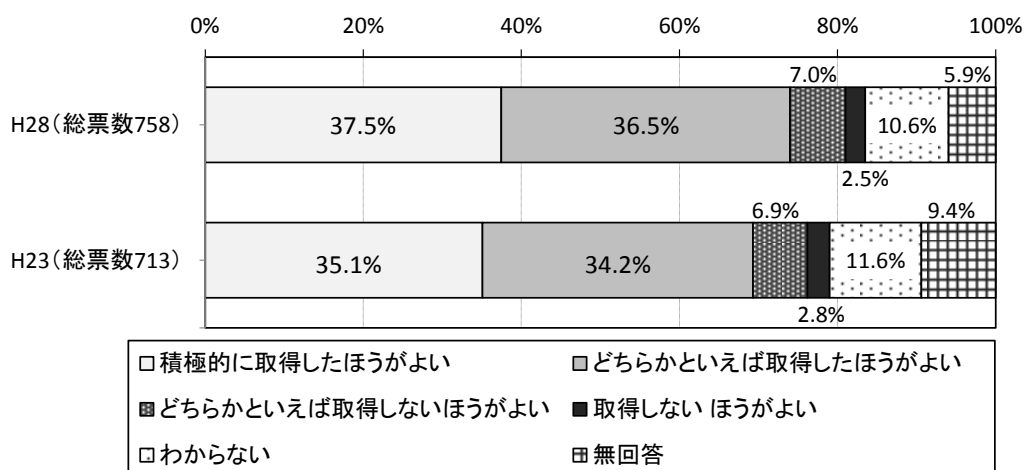
が浮き彫りになっていますが、男性が育児休業を「積極的に取得したほうがよい」との回答の割合は37.5%で、前回調査（35.1%）からの増加は2.4ポイントに留まっています。

■仕事と家庭生活を両立させる上での悩みや問題



資料：平成28年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

■男性が育児休業を取得することについての考え



資料：平成23年及び平成28年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスを実現するために、仕事と家庭の調和に関する先進的な取り組みを紹介するなどの啓発活動に努めるとともに、市職員がまず先頭に立って、長時間勤務の是正や、育児休業などの取得に努めます。

また、子育て支援や保育サービスの充実を図り、女性の負担軽減を進めます。

■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-------------------------------|--|-------|
| 22 ★ | 仕事と家庭の調和のとれた生活を推進するための啓発活動の実施 | ○広報紙やお知らせ版を通して、国や県、地方自治体、事業者等の取組を紹介し、仕事と生活の調和の実現に向けた啓発活動を行います。 | 市民協働課 |
| 23 ★ | 市職員の時間外勤務の縮減 | ○職場の業務量を把握し適切な人員配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。 | 総務課 |
| 24 ★ | 市男性職員の育児参加 | ○市男性職員に対して育児に係る休業・休暇制度を周知し、取得の促進を図ります。 | 総務課 |

■総合的な子育て支援の充実

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|------------------------|---|--------|
| 25 ★ | 利用者支援に関する事業の実施 | ○地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うため、利用者支援専門員を配置し、関係機関との連絡調整を行います。 | 子育て支援課 |
| 26 | 地域子育て支援センターの整備・活動事業の実施 | ○子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる場を提供し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を促進します。 ・交流スペース ・子育て講演会 ・子育て相談 ○Waiwaiドームにおいて出張ひろば型の地域子育て支援拠点事業を展開します。 | 子育て支援課 |

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-----------------------------------|--|-------------------------|
| 27 | 親育て講座 (ペアレント トレーニング) の開催 | ○子どもとの接し方や育児に悩みを持つ保護者に対し、子どもの特性を理解し、適した声かけや具体的な関わり方を学び、楽しく子育てができるよう応援する教室です。同じような悩みを持つ保護者と語り、心理士・保健師とともに1クール5回で学ぶ講座です。 | 保健センター |
| 28 | パパのための沐浴 講座の開催 | ○これから父親になる方をメインとし、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習を行い、父親の積極的な育児参加を支援します。 | 保健センター |
| 29 | ママサロンの開催 | ○育児不安が強い産後早期から、母親が集まりお互い情報交換や相談ができ、不安の解消や仲間づくりを目的に毎月1回開催します。 | 保健センター |
| 30 | あそびの教室の 開催 | ○乳幼児に対しての接し方や遊ばせ方、健康・栄養・育児についての相談や保護者同士の仲間づくりと、児の遊びを通じた集団行動や社会性を養うことを目的とし、教室を定期的で開催します。 | 保健センター |
| 31 | ブックスタート事 業の実施 | ○赤ちゃんのときから絵本に親しむことにより、豊かな心を育むとともに、親子が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけを作ることを目的として実施します。 保護者に絵本を介して赤ちゃんに語りかけることの大切さ、読み聞かせの方法等について話をし、絵本についてのアドバイスブックと絵本1冊をプレゼントします。 | 図書館 子育て支援課 保健センター |
| 32 | 図書館子育て支援 事業の実施 | ○幼児期からの読み聞かせ等により、知性だけではなく徳育も同時に育むことの大切さを伝えるとともに、事業を通して、保護者同士が情報交換などをして交流する機会を提供します。 | 図書館 |
| 33 ★ | ファミリーサポー トセンター事業の 実施 | ○安心して仕事と育児ができるように、子育ての援助を受けたい人、援助したい人が助け合う相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対し一時預かりの託児サービスを行います。 【利用会員】市内在住、在勤の乳幼児を抱える保護者 【在宅サービス】生後3ヶ月～小学6年生まで 【センター（うえるきっず）】 生後6ヶ月～小学6年生まで | 社会福祉協議会 |

■保育サービスの充実

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-----------------|---|-----------------|
| 34 | 保育の実施 | ○児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童（0歳～小学校就学前）の保育をできない場合、保育を実施し（社会福祉法人の認可保育所への委託含む）、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。 ○保育を必要とする子どもの入所希望に対応できるよう、認可保育園の定員の見直し等を行います。 | 子育て支援課 |
| 35 ★ | 延長保育事業の実施 | ○保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間 11 時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。 | 子育て支援課 |
| 36 ★ | 一時預かり事業の実施 | ○保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。 | 子育て支援課 |
| 37 ★ | 子育て支援短期利用事業の実施 | ○児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。 | 子育て支援課 |
| 38 | 放課後子ども総合プランの実施 | ○放課後児童クラブのニーズを把握し適切な運営に努め、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備についても、調査・研究を行います。 | 子育て支援課 生涯学習課 |
| 39 ★ | 幼稚園預かり保育推進事業の実施 | ○下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後及び夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。 | 学校教育課 |

市民の意見

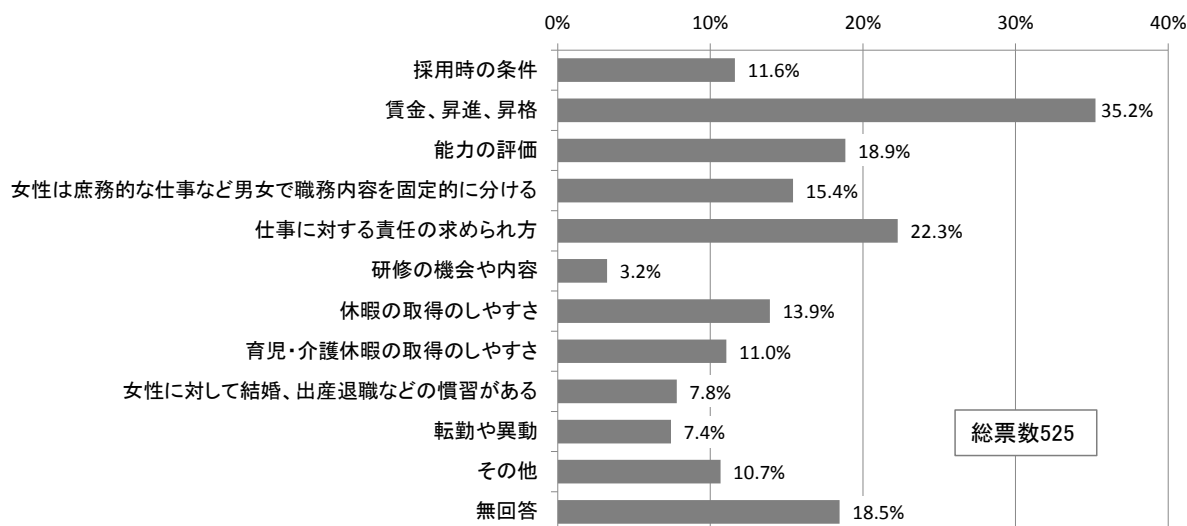
保育園の待機児童をなくすよう、さらに努力をしてほしい。一時預かりも希望どおりに預けられず、仕事に不安をかかえ復職し、その間給料も下がり、不利だった。さらに子供が出来ても、預ける場所があるか不安。【30代・女性】

2. 働く場における男女平等の実現

現状と課題

日本における女性の働き方の特徴といわれてきた、30歳代を中心に労働力率が一旦下がる、いわゆるM字カーブは、平成22年の国勢調査においてほとんど見られませんでした。平成27年の調査では、前後の世代の労働力率がより高まったために、再び現れました。女性の社会進出は進む一方で、市民意識調査においては、「賃金、昇進、昇格」や「仕事に対する責任の求められ方」、「能力の評価」などが、職場において男女平等でないと思うこととしてあげられています。

■職場において男女平等でないと思うこと



資料：平成28年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

男女雇用機会均等法などにより、制度の上では整備は進んでいますが、依然として職場において男女間の格差があることが伺えます。

施策の方向性

男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の職業生活に必要な支援を行います。また、家族経営協定※の締結を支援し、遅れているといわれる農業分野における男女共同参画推進体制の整備に努めます。

※ 家族経営協定

家族中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

■男女共同参画の視点からの就労環境の整備

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-------------------|---|-----|
| 40 ★ | 農山漁村男女共同参画事業推進の支援 | ○家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。 | 農政課 |



市民の意見

子供を安心して預かってくれる場所がもっとほしいです。仕事に行きやすい、働きやすいような市にしてください。女性は子どもがいると、働ける場所がとても少ないと感じます。もっと女性に優しい制度を作ってください。【20代・女性】

産休育休を取得できることは良いことだと思いますが、その間の人員補充はないため、その人の分の仕事は残った人間に回ってくるだけです。どんなに制度が整っても会社自体が考え方を変えないと何も伴わないと思います。【40代・女性】

女性が活躍できる社会にする為には、家族の理解と協力、また、施設の充実と企業の努力が必要と考えています。男女平等については、年配の方の意識の改革が必要なのではないかと思います。【30代・女性】

女性の社会進出と子を持った女性が働ける職場の理解が大切だと思う。女性は、子を授かったことで、仕事によっては辞めざるをえない状況もある。定時で帰れないことや、子を預かってくれる場が見つからないなど、様々な理由をかかえて悩んでいる人がたくさんいる気がする。看護師や保育士さんは大変な仕事であり、少ないのが現状である。少しでも優遇をしておかないと、働く人は増えていかず、未来に悪影響を及ぼしていくのではないかと考える。待機児童問題や、高齢社会問題に対して、看護師や保育士は重要な位置を示していくのではないかと強く思った。【20代・女性】

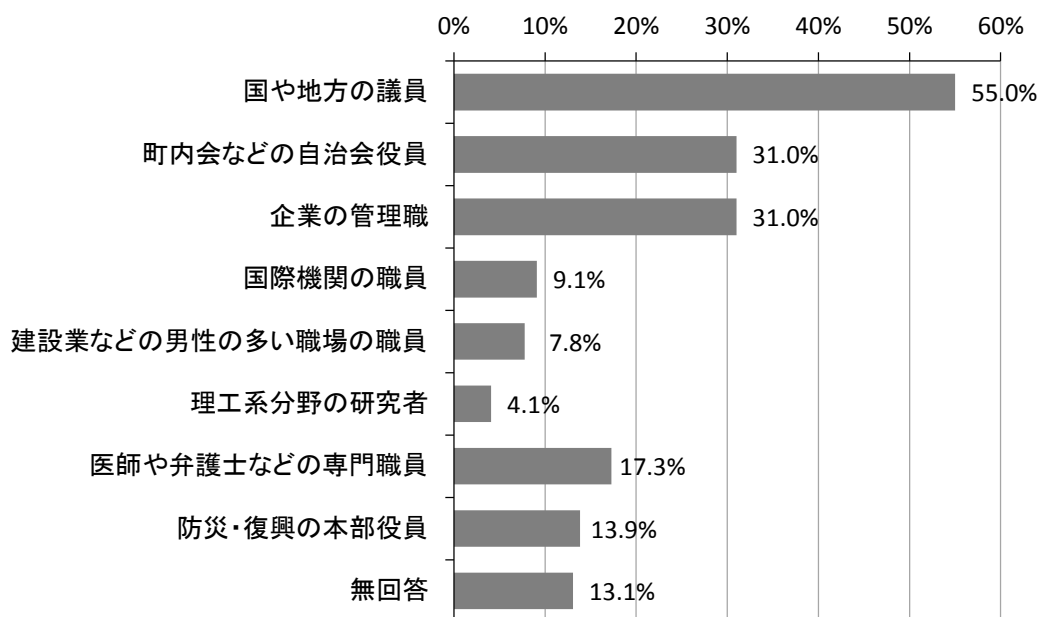
3. 女性の活躍推進への支援と政策・方針決定過程への参画促進

現状と課題

平成 27 年 8 月に、女性に対する採用や昇進の機会の積極的な提供などを目的とした女性活躍推進法*が 10 年間の時限立法として成立しました。これにより、国や市町村、民間事業主は、女性の採用比率、勤続年数の男女差、女性管理職比率などを把握・分析し、その結果を踏まえた「事業主行動計画」を策定・公表することになりました。

市民意識調査において、女性の意見をより反映させるために女性の参画を進める必要のある分野として多くあげられたのは、「国や地方の議員」(55.0%)、「町内会などの自治会役員」と「企業の管理職」(ともに 31.0%) などとなりました。

■女性の意見を反映させるために女性の参画を進める必要のある分野



資料：平成 28 年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」

※ 女性活躍推進法

女性活躍推進法は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするため、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供や、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備等を図ることを目的に、平成 27 年（2015 年）8 月に成立した 10 年間の時限立法。

国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施することが求められている。（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）

- ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
- ・分析結果を踏まえた「事業主行動計画」の策定、公表等

施策の方向性

女性の活躍を推進するために、従来女性の参画が少なかった職務などへ、可能な限り目標を設定し、女性の登用を図ります。

■女性の活躍の場の拡大

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|------------------------|--|---------------|
| 41 ★ | 審議会及び委員会等への女性委員の積極的な登用 | ○市の政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大するため、女性委員登用の目標を設定し、積極的な登用を関係各課に働きかけます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 | 市民協働課 関係各課 |
| 42 ★ | 女性団体との連携促進 | ○女性が所属する団体と連携し、女性目線の視点にたって、講演会等の運営や他市町村が主催する研修会等に参加するなど、男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進と女性の積極的な行政参画を図ります。 | 市民協働課 |
| 43 ★ | 期日前投票立会人及び投票立会人への女性登用 | ○期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若者の登用の推進を図ります。 | 総務課 |
| 44 ★ | 市職員の職域の拡大 | ○管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。 | 総務課 |
| 45 ★ | 農業後継者育成支援事業の実施 | ○農業経営についての研修、講習会を実施し、地域農業の担い手となる後継者を育成します。 | 農政課 |
| 46 ★ | 女性農業委員の登用 | ○農業委員会法改正に伴い、農業委員の選出方法が変わります。これを機に女性の農業委員の登用について、積極的に取り組んでいきます。 | 農業委員会 |

市民の意見

男女共同参画社会の実現を進めるため、参画すべき女性の数や比率を定め、これを強制する割当制などの強力な措置を採用して、女性の参画を促すべきではないか。女性の登用の目標や、自主的なガイドラインの作成、女性に対する研修機会の提供など。

【50代・女性】

市の管理職の登用・育成に努める事。自治会等、地域の役職に女性を積極的に採用し、女性が参加しやすくすること。【60代・男性】

基本目標Ⅲ 暮らしの充実 ～安心な生活を確かなものとするために～

1. 安心して暮らせる福祉環境づくりへの支援

現状と課題

25 ページに示された市民意識調査結果では、今後男女共同参画について市が力を入れていくべきこととして、「子育て環境・介護サービスを充実させる」をあげた人が47.0%で最も多く、前回調査よりも6.6ポイント高くなっています。市の人口が減少傾向にあるなか、高齢者人口と高齢化率が徐々に高まっており、市民の介護サービスへの期待の大きさが現れています。

また「男女が共に働きやすい職場環境になるように支援する」が45.4%で続いています。前回調査結果の31.6%から大幅な上昇となっており、職場環境の改善に向けた市の働きかけを求める市民意識が高まっていることが伺えます。

その他、「学校教育や生涯学習での男女共同参画の取り組み」、「再就職や起業を考えている女性に情報を提供したり相談に応じる」、「地域や団体でリーダーとなる女性を養成する」、「女性が生活していく上での不利な慣習を見直す」などが、前回の調査結果と比較して伸びが大きく、これらへの市の支援への期待が近年高まっていると言えます。

施策の方向性

子育てや行政、人権などに関して困りごとをかかえた時の相談体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境整備、子育て家庭への経済的な支援の充実を図ります。

■総合的な支援体制や相談体制の充実

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|-----------------------------------|--|---------------|
| 47 | 行政相談の実施 | ○総務大臣から委嘱された行政相談委員(下妻市・2名)が、国の行政全般についての苦情や意見、要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要な斡旋を行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度及び運営の改善に生かす事業を行います。 | 秘書課 |
| 48 | 子育て電話相談事業の実施 | ○市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時・無料) | 子育て支援課 |
| 49 | 主任児童委員や民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動の実施 | ○主任児童委員や民生委員・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料) | 福祉課 子育て支援課 |
| 50 | 家庭児童相談室事業の実施 | ○家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2名の相談員を配し、相談・指導業務を行います。 | 子育て支援課 |
| 51 ★ | 人権相談(困りごと)事業の実施 | ○法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名(任期3年)が、特設相談日(人権擁護委員の日:6月、及び人権週間期間中:12月)と定期相談日に、相談を受け付けます。 | 福祉課 |
| 52 | ボランティアの育成 | ○障害者や高齢者の理解を深め、ボランティア活動や地域の市民活動のきっかけづくりとなるよう、誰もが参加できる講座や講習会を開催します。 ○学校や地域に出向き児童・生徒、一般住民に優しさや思いやりの心、助け合いの精神を養うことを目的に、福祉教育を支援します。 | 社会福祉協議会 |
| 53 | 在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の実施 | ○介護保険や障害者総合支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動として利用、提供の連絡調整を行います。 | 社会福祉協議会 |

■高齢者が安心して暮らせる環境の整備

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|---|-------|
| 54 | 地域包括支援センターの設置 | ○地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題等に対して、相談、支援、援助等を行います。 | 介護保険課 |
| 55 | ひとり暮らし高齢者の支援 | ○ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう支援体制を整えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム事業 ペンダントが発信機になっており、緊急時にボタンを押すと、消防署に連絡が行くようになっています。 ・愛の定期便 乳製品を配布しながら、安否確認を行います。 | 介護保険課 |
| 56 | ねたきり高齢者を介護している介護者の支援 | ○要介護認定者を介護している介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品購入費用の一部（月 4,000 円）助成や、介護慰労金（年額 3 万円）を支給します。 | 介護保険課 |
| 57 | 高齢者福祉タクシー利用料金助成事業の実施 | ○高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。 【対象者】 在宅の 75 歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯と 80 歳以上の高齢者で希望する者 【対象外】 障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者 | 介護保険課 |

市民の意見

独居老人への見守りや買い物・通院等のためのバスの運行があると良い。【50代・女性】

■障害児（者）が安心して暮らせる環境の整備

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|---|--------|
| 58 | 障害児保育事業の実施 | ○「特別児童扶養手当の支給対象障害児」で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。 | 子育て支援課 |
| 59 | 放課後等デイサービス事業の実施 | ○障害児を授業の終了後、又は学校の休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 ○市では児童福祉法に基づく障害児通所支援給付費を支給します。 | 福祉課 |
| 60 | ホームヘルプ事業の実施 | ○障害児（者）が、身体介護、家事援助等のためのホームヘルプサービス（居宅介護）を利用するときに、市では障害者総合支援法に基づく介護給付費を支給します。 | 福祉課 |
| 61 | 短期入所支援(ショートステイ)事業の実施 | ○障害児（者）が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるサービスです。市では障害者総合支援法に基づく、介護給付費を支給します。 | 福祉課 |
| 62 | 特別児童扶養手当の支給 | ○心身に障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 | 福祉課 |
| 63 | 重度心身障害児童福祉手当の支給 | ○障害児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図るために、特別児童扶養手当を受給している方に対して、重度心身障害児童福祉手当を支給します。 | 福祉課 |
| 64 | 心身障害者扶養共済制度の実施 | ○心身障害児（者）の保護者が毎月一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡、又は心身に著しい障害を有することとなった場合、心身障害者に年金を支給します。 | 福祉課 |
| 65 | 幼児発達相談の実施 | ○乳幼児健診や相談において、経過観察が必要な児（発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児）とその保護者を対象に適切な療育の指導と総合的な相談を行い、児の健全育成、保護者の育児支援を図ります。 【相談回数】年24回（月2回） | 保健センター |

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------|---|--------|
| 66 | 小児リハビリ教室の実施 | ○心身に障害を持つ児(肢体不自由児を主とした障害児)とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。 持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。 | 保健センター |
| 67 | 関係機関のネットワーク構築 | ○子どもの発達支援連絡会を開催し関係機関のネットワークを強化し、障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。 | 保健センター |

■子育て家庭への経済的支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|--------|
| 68 | チャイルドシートリサイクル事業の実施 | ○下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町)では、6歳未満の子どもにも着用が義務付けられているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。 | 消防交通課 |
| 69 | 児童手当の支給 | ○中学校修了前の子どもを養育している方に対して児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に手当を支給します。 | 子育て支援課 |
| 70 | 医療福祉制度による医療費助成事業の実施 | ○妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。 | 保険年金課 |
| 71 | 私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施 | ○市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。 | 学校教育課 |

■援助が必要な家庭への支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------|--------------------|---|--------|
| 72 ★ | 母子・寡婦自立支援 事業の受付 | ○高等職業訓練促進給付金等事業については、平成28年度から実施しています。 就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に給付金を支給します。 | 子育て支援課 |
| 73 | ひとり親家庭等児童学資金の支給 | ○ひとり親家庭等の義務教育就学児の保護者に対し支給し、児童の精神的動揺をやわらげ、児童の健全育成を助長し福祉の増進を図ります。 義務教育就学児1名 3,000円/月 | 子育て支援課 |
| 74 | 児童扶養手当の支給 | ○父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。 | 子育て支援課 |

市民の意見

若い世代（30代・40代）の男性は子育てに参加・協力されている姿が多く見られます。1番大変な世代ではありますが、この世代がまちづくりのアイデアを発信して、議会・町内会・商工会などで活躍されたら、明るい未来がみえると思う。その為に、老年世代は、手の空いた時間を若い人達の手伝いに参加する（子供達を預かる。準備に協力する。若い人のアイデアを実践につなげていく）。そんな世代間の協力、相互理解で下妻の明るいまちづくりはできないでしょうか？更には、地域の農業を盛り上げ、教育を充実させて実りある下妻市を望みます。【60代・男性】

子育てには手厚い支援が必要。仕事と介護の両立はできない。女性ばかりが介護に携わっている現状を少しでも軽減できるような環境を整えること。【70代以上・男性】

2. 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

現状と課題

本市においても高齢化が進展しており、平成 27 年の国勢調査では、4 人にひとりが 65 歳以上の高齢者で、総数も初めて 10,000 人を超え、11,018 人となったことが示されました。高齢者の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることが急務となっています。

また、男女の性差は生涯を通じて異なる健康上の課題をもたらすこととなりますが、特に妊娠期や出産後の母子の健康の保持・増進については、きめ細かな支援が求められます。

施策の方向性

健康づくりの基礎となる正しい食生活や継続的な運動を習慣にするため、食生活改善推進委員の育成や運動の重要性の周知と機会づくりを進めます。また、健（検）診の充実と、夜間や休日の診療体制の整備に努めます。

更に、高齢者の健康づくりへの支援、妊娠・出産・母子に関する健康増進の支援を行います。



■健康づくりのための環境の整備

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--------------|---|-----------------|
| 75 | 検診・健康相談の実施 | <p>○健康管理への自覚を高められるよう、生活習慣病予防・改善のための基本健康診査・特定健康診査や女性を対象にした骨粗しょう症、年齢に応じた健康診査（胃がん・前立腺がん等）を実施します。</p> <p>○健康に関する正しい知識を普及させるため、特定健康診査や各種がん検診後には、結果説明会を開催する他、電話や窓口で随時健康相談を行います。</p> | 保健センター |
| 76 | 夜間・休日応急医療の実施 | <p>○夜間応急診療所の開設 土日祝祭日（元旦を除く）の午後7時から翌日午前7時まで、市保健センターにおいて内科の診療を行います。</p> <p>○休日在宅当番医事業の実施 日祝祭日（元旦を除く）に、市内医療機関が当番で診療します。</p> | 保健センター |
| 77 | 食生活改善運動の推進 | <p>○食生活改善推進員を中心に食生活の重要性を認識し、生活習慣病予防のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を推進します。</p> | 保健センター |
| 78 | 運動教室の実施 | <p>○各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。</p> | 生涯学習課 保健センター |

市民の意見

市民が使う建物を作る時、砂沼付近、ビアスパークまわりなど、なるべくまとまった所にした方が良いと思います。ビアスパークの野菜売り場などは、入口あたりの目につくところにしたら、売り上げももっと上がるし、買い物をする人達も新鮮な食材をもとめられると思います。砂沼という自然ないい所があるにもかかわらず、人の呼び込みが出来ないところが、とても残念に思います。【70代以上・女性】

■高齢者の健康づくりへの支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------|---|-------|
| 79 | 介護予防教室の開催 | <p>○一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に、各種健康運動教室を開催します。 <p>○生活支援サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう、介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。 | 介護保険課 |
| 80 | 介護教室の開催 | ○高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。 | 介護保険課 |



市民の意見

特に子育て介護の分野において、まだまだ女性がやって当たり前というような慣習が根強く、そこを改めるのはかなり時間がかかると思われるので、せめて、子育てや介護のために離職しなければならないような状況を改善するための施策を考えていただきたい。

【50代・女性】

■妊娠・出産に関する健康支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|---|--------|
| 81 | 妊婦・乳児健康診査の実施 | ○妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。 | 保健センター |
| 82 | 子宮がん・乳がん検診の実施 | ○子宮がん（20歳以上の女性対象）及び乳がん（30歳以上の女性対象）の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。 | 保健センター |
| 83 | マタニティクラス開催 | ○妊婦及びその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産及び育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおりして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。 | 保健センター |
| 84 | 保護者対象の学習講座・相談事業（子育て講座）の実施 | ○妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。 | 保健センター |
| 85 | 妊娠・出産・子育て支援への情報発信（ママサポしもつま） | ○妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の一つとして、タイムリーに正しい知識を普及啓発し、安心安全な妊娠期・出産育児を支援します。 ○母親の孤立を防ぎ、妊娠期・育児期に父親と情報を共有し、新しい命の誕生を喜び、楽しく子育てができるよう支援します。 ○妊娠期は毎日、育児期は3歳まで月例に毎日～月2回の頻度でメール配信します。 | 保健センター |

市民の意見

保育士や介護士の仕事をしている人の給料等の見直しをしてほしいです。このままだと、仕事をする人がいなくなってしまうと思います。是非、考えてほしい。【20代・女性】

はいはいする乳児から小学生くらいを対象にした、雨の日や暑い日、寒い日などでも遊べる屋内の広い遊び場がほしいです。有料でも1人2時間500円以下でしたら利用しやすいです。【30代・女性】

■母子の健康に関する支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|--------|
| 86 | 乳幼児健診・相談・訪問事業の実施 | ○乳幼児健診未受診者には家庭訪問等を実施するなど未受診者対策をさらに強化し、全てのお子さんが適切な時期に健診が受けられ、また、保護者の育児不安や相談等を行えるようにします。 | 保健センター |
| 87 | 各種団体からの依頼の健康教育・相談事業の実施 | ○幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。 | 保健センター |
| 88 | 就学時の健康教育事業の実施 | ○市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防及び歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。 | 保健センター |
| 89 | 乳幼児の健康についての講演会の開催 | ○乳幼児の健康や疾病、子どもの健康管理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。 | 保健センター |
| 90 | 母子保健推進員の活動の実施 | ○母子保健の向上を図るため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時の協力、遊びの交流会等の開催を通し、地域の母子の身近な相談役としてサポートするとともに、予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業の周知や啓発活動を行います。 | 保健センター |
| 91 | パクパク離乳食教室の開催 | ○離乳食については、食事の内容、与え方、調理方法、アレルギーなど、相談も多岐にわたり保護者の不安も多いことから、離乳開始前の児と離乳食後期の9～10か月児を対象に、離乳食教室を実施します。 | 保健センター |
| 92 | こんにちは赤ちゃん事業の実施 | ○生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。 | 保健センター |
| 93 | 母親クラブの活動支援 | ○子どもの健全育成のために、母親たち（専業主婦等で自宅にて育児をしている）が自主的に交流及び地域活動することを支援します。 | 子育て支援課 |

3. 男女共同参画の視点に立った防災等の体制の確立

現状と課題

平成 23 年の東日本大震災や平成 27 年の関東・東北豪雨災害など、近年、大きな自然災害の発生が連続しています。

災害が発生し、避難場所における長期の生活が余儀なくされたとき、子どもや高齢者、障害者、女性、とりわけ妊婦にとっては、平常時と異なる困難に遭遇することとなります。そうした困難を可能な限り軽減させるためには、平時における災害への備えが極めて重要となります。

また、携帯電話やインターネットの普及にともない、新たな形態の事件や犯罪が増えています。子どもがそうしたケースに巻き込まれないように、地域や社会全体で守る仕組みが必要となっています。

施策の方向性

防災計画の改訂にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、女性をはじめ全ての立場の市民の意見を踏まえ、策定にあたります。

また、子どもを事故や犯罪から守るための施策を推進します。

■男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|---|-------|
| 94 | 男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 | ○関東・東北豪雨災害を踏まえた地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点に立った改定案の検討を行います。 | 消防交通課 |
| 95 | 自主防災組織における女性視点での活動の充実 | ○自主防災組織の結成時や活動に際し、女性の視点に立った活動や組織運営に取り組むよう、助言などを行っていきます。 | 消防交通課 |
| 96 | 消防団への女性の加入推進 | ○下妻市消防団への女性の加入を推進し、本部付け団員として、住民に対する防火教育などの広報等を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。 | 消防交通課 |
| 97 | 婦人防火クラブの活動の充実 | ○火災防止のため、市主催の消防出初式、防災訓練、火災予防広報パレード等への参加協力をし、予防・消防活動の普及高揚を図ります。 | 消防交通課 |

■子どもの安全を守る施策の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|-------|
| 98 | 交通安全教育の実施 | <p>○「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」を中心に、交通安全に関する事業を実施します。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、小中学校における交通安全教育への協力推進 ・ 交通安全よいこの表彰、ポスターコンクール等の表彰 ・ 地域、職域における交通安全座談会、講演会並びに講習会の開催等 ・ 立哨指導 | 消防交通課 |
| 99 | 防犯活動（防犯ボランティア活動）の推進 | <p>○市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。</p> | 消防交通課 |
| 100 | 子どもを守る 110 番の家事業の実施 | <p>○誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小中学校・PTA 等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る 110 番の家事業を展開します。</p> | 指導課 |

市民の意見

とても住みやすく、いい街なのですが、駅前が少しさみしいように感じます。

【20代・女性】

夜間一人で歩いても安全なまちづくりを目指してほしいです。【50代・女性】

数値目標

本「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」では、第2次プランで掲げた指標を基本として「指標項目」を選定し、平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査での結果に照らして、平成33年度の「目標値」を設定します。

| 指標項目 | 実績値 ^{※1} (平成28年度) | 目標値 (平成33年度) |
|---|-------------------------------|-----------------|
| 審議会等の女性の登用率 | 25.2% ^{※2} | 30.0% |
| 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合 | 54.6% | 62.0% |
| 学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 | 53.0% | 70.0% |
| DV被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合 | 44.0% | 20.0% |
| 男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合 | 34.4% | 40.0% |
| 自治会など地域活動の場で ^{※3} 男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 | 25.7% | 30.0% |
| ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合 | 29.2% | 50.0% |
| 男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合 | 37.5% | 50.0% |

※1 **実績値** 平成28年実施の「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」における結果

※2 市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査結果
(平成28年4月1日時点)

※3 平成23年実施の「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「町内会、自治会などの住民組織の中で」の選択肢に対応

第5章 プランの推進

1. プランの推進体制
2. プランの進行管理体制

第5章 プランの推進

本市における男女共同参画社会実現のため、「下妻市男女共同参画推進条例」に基づき、本「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」に盛り込まれた施策を着実に推進する体制を整え、進行管理を実施します。

1. プランの推進体制

(1) 庁内推進体制

「社会」づくりを進める男女共同参画では、広報・就労・保健・医療・福祉・まちづくり等、幅広い分野において施策が展開されます。そのために、庁内では、副市長を会長とした「男女共同参画庁内推進会議」を運営するとともに、職員で構成する「検討会」を設置し、全庁的連携体制により、プランの推進を図ります。

(2) 下妻市男女共同参画推進委員会

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、家庭や学校、企業や地域など、市を構成するあらゆる場所において推進するために、市民の参画による「下妻市男女共同参画推進委員会」を運営し、市の男女共同参画基本計画の策定及び変更、男女共同参画施策の推進状況等を審議します。

(3) 関係機関との連携

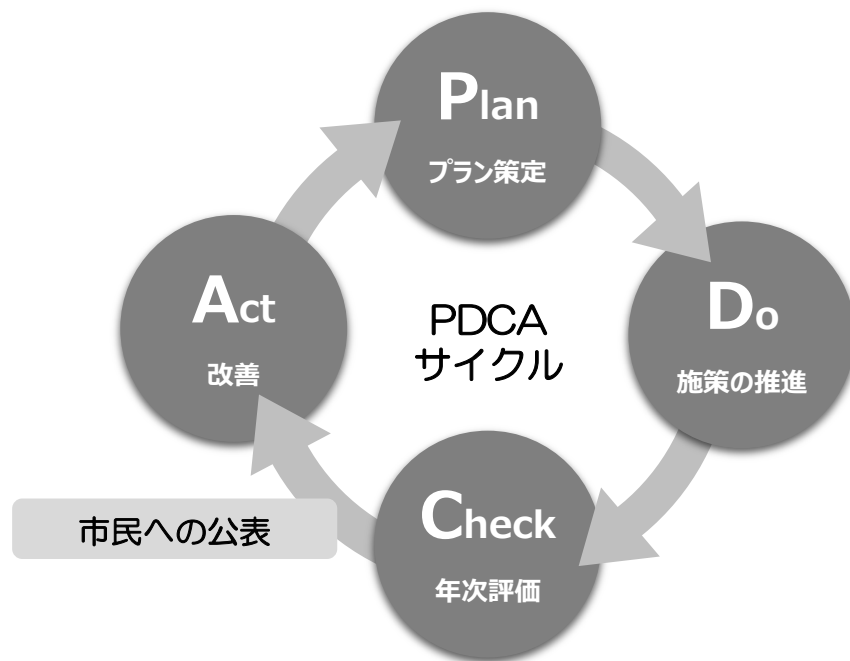
男女共同参画推進プランの着実な推進のために、市民や市内の女性団体やボランティア団体、企業等の関係機関との連携を図ります。

また、男女共同参画に関する施策は、就労・医療等、市単独で実施することが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぐとともに、近隣市町村との情報交換や連携を図りながら、施策の推進に努めます。

2. プランの進行管理体制

本推進プランの進行管理は、プラン策定後の毎年度、施策及び実施事業の進捗状況を取りまとめ、達成度や効果、課題等を分析し、必要に応じて事業等の見直しに反映していく、PDCA サイクルによって行います。

また、その結果については年次報告書を作成し、市民に公表します。



資料編

1. 計画の策定経過
2. 下妻市男女共同参画推進条例
3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則
4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿
5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱
6. 相談窓口一覧（茨城県）

資料編

1. 計画の策定経過

| 年 月 | 内 容 |
|---|---|
| 平成 28 年 8 月 31 日 (水) | 平成 28 年度下妻市男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> 第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン進捗状況報告について 第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (仮称) の策定について <ol style="list-style-type: none"> 第 3 次下妻市男女共同参画推進プランの概要及び今後のスケジュールについて |
| 平成 28 年 10 月 1 日 (土) ～10 月 21 日 (金) | 下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 回収票数 758 票 / 回収率 50.5% |
| 平成 28 年 10 月 14 日 (金) | 第 1 回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> 第 3 次下妻市男女共同参画推進プランについて <ol style="list-style-type: none"> プランの概要、プランの骨子 (案) について プランの基本理念・基本目標 (案) について 今後のスケジュールについて |
| 平成 28 年 11 月 17 日 (木) | 平成 28 年度第 1 回下妻市男女共同参画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 第 3 次下妻市男女共同参画推進プランについて <ol style="list-style-type: none"> プランの概要、プランの骨子 (案) について プランの基本理念・基本目標 (案) について 市民意識調査結果報告書 (速報版) について プラン策定スケジュールについて |
| 平成 28 年 12 月 19 日 (月) | 第 2 回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> 下妻市男女共同参画市民意識調査【速報版】について 第 3 次下妻市男女共同参画推進プランについて <ol style="list-style-type: none"> スローガンについて 推進プランの内容について |
| 平成 28 年 12 月 19 日 (月) ～平成 29 年 1 月 6 日 (金) | 第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン策定にともなう事業調査 |
| 平成 29 年 1 月 30 日 (月) | 第 3 回下妻市男女共同参画推進プラン策定検討会議 <ul style="list-style-type: none"> 下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の集計結果について スローガンについて 第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について パブリックコメントの実施について |
| 平成 29 年 2 月 7 日 (火) | 平成 28 年度第 2 回下妻市男女共同参画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の集計結果について 第 3 次下妻市男女共同参画推進プランのスローガンについて 第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について パブリックコメントの実施について |
| 平成 29 年 3 月 13 日 (月) | 平成 28 年度第 3 回下妻市男女共同参画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第 3 次下妻市男女共同参画推進プラン (案)、概要版 (案) について |

2. 下妻市男女共同参画推進条例

下妻市条例第1号

下妻市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 市の基本的施策(第8条—第14条)

第3章 男女共同参画推進委員会(第15条—第16条)

第4章 雑則(第17条)

付則

国民は、法の下に平等であり、性別によって政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されないことが日本国憲法にうたわれています。

我が国においては、この日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、なお一層の努力が必要であることから、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題に位置付けられています。

下妻市においても、国及び茨城県の取組を受け、推進体制の整備、下妻市男女共同参画推進プランの策定、女性団体の育成等について、全庁的な取組の下に推進してきました。

私たちは、これまで市民が培ってきた歴史・伝統・文化及び市民を育ててきた自然・風土に基づく下妻市独自の地域性を大切にしながら、一人一人の個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指します。

ここに、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び茨城県と相互に連携して取り組むよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する行為の防止)

第7条 全ての人は、性別を理由とする権利侵害を行ってはならない。

- 2 全ての人は、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 市の基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第15条に規定する下妻市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
(進捗状況の公表)

第9条 市長は、毎年、市が実施した男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況について公表しなければならない。
(調査及び研究)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。
(広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動を行うものとする。
(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。
(意見の申出)

第13条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を適切かつ迅速に処理するものとする。
(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準じるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努め、積極的に女性の登用を図るものとする。

第3章 男女共同参画推進委員会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、下妻市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第16条 推進委員会は、次に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進状況に関すること。
- (3) 第13条第1項の意見に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次下妻市男女共同参画推進プランは、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

3. 下妻市男女共同参画推進条例施行規則

下妻市男女共同参画推進条例施行規則

平成 24 年 3 月 30 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下妻市男女共同参画推進条例(平成 24 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の申出)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項に規定する意見の申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画に係る意見申出書(様式第 1 号。以下「申出書」という。)を市長に提出することによって行うものとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 申出の期日
- (2) 申出をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに電話番号
- (3) 申出の趣旨及び理由
- (4) 当該申出に関する他の機関への申出の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(調査の実施)

第 3 条 市長は、前条の申出を受けたときは、次の各号に該当する事項を除き、調査を行うものとする。

- (1) 判決等により確定した事項及び裁判等において係争中の事案に関する事項
- (2) 不服申立てに対し、行政庁において審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 17 条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事案に関する事項
- (4) 議会に対し、請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 他のものからの申出により既に処理をした事案に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の調査を行うときは、下妻市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴くことができる。

(申出処理の通知)

第 4 条 市長は、前条第 1 の調査を行ったときはその結果を、調査を行わなかったときはその理由を男女共同参画に係る意見処理通知書(様式第 2 号)により、当該申出をしたものに通知するものとする。

(推進委員会の組織)

第5条 推進委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮しなければならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の構成員
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、男女共同参画主管課で処理する。

(推進会議の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委嘱された下妻市男女共同参画推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、第5条第2項の規定により、推進委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年7月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際、旧委員会の委員長及び副委員長に選任されたものは、それぞれ、第6条第1項の規定により推進委員会の委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。

4. 下妻市男女共同参画推進委員名簿

| 所属等 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------------|--------------------------|--------|
| 下妻市議会副議長 | やま なか ゆう こ 山 中 祐 子 | 市議会 |
| (株)常陽銀行下妻支店長 | わたな べ たか ほ 渡 部 孝 穂 | 金融機関 |
| 下妻市商工会青年部副部長 | まえ の ひろ あき 前 野 弘 明 | 商工業団体 |
| 下妻市立下妻小学校校長 | はと がい まさる 鳩 貝 雄 | 教育関係 |
| しもつまファミリーサポートセンター サブリーダー | きた じま きみ え 北 嶋 君 江 | 福祉関係団体 |
| J A 常総ひかり理事 | おお つか たけ お 大 塚 武 雄 | 農業団体 |
| 茨城県男女共同参画推進委員 | ◎ かる べ もり ひこ 軽 部 守 彦 | 有識者 |
| 下妻母親クラブ | さか より み え こ 酒 寄 三 枝 子 | 女性団体 |
| 下妻市女性団体連絡会 (まちづくり下妻女性の会) | すず き ひろ こ 鈴 木 裕 子 | 女性団体 |
| 下妻市女性団体連絡会 (婦人会) | ○ つか だ ひろ こ 塚 田 ヒロ子 | 女性団体 |

◎ : 委員長

○ : 副委員長

(敬称略)

5. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進プランに関する施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長には副市長、副会長には教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会)

第5条 推進会議に、第2条に規定する事項を調査研究させるため、検討会を置く。

- 2 検討会の構成員は、16名とし各部より各2名、市長部局外より2名選出するものとする。
- 3 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。
- 4 会長は、会議を招集し、会議における調査、検討等の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

総務部長

市長公室長

市民部長

保健福祉部長

経済部長

建設部長

教育部長

議会事務局長

6. 相談窓口一覧（茨城県）

□女性プラザ男女共同参画支援室

チャレンジ相談：起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談

総合相談：家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み事などや男女共同参画に関する苦情・意見

電話：029-233-3982（平日 9:00～17:00）

□茨城県女性相談センター（茨城県配偶者暴力相談支援センター）

相談内容：女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-221-4166（平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00）

□茨城県警察女性専用相談電話

相談内容：DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

電話：029-301-8107（女性警察官が 24 時間対応）

□茨城県警察県民安心センター

相談内容：被害の未然防止に関する相談・安全と平穏に関する相談

電話：#9110 又は 029-301-9110（平日 8:30～17:15）

□茨城県警察「勇気の電話」

相談内容：性犯罪被害相談

電話：029-301-0278（平日 8:30～17:15）

□厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシャル・ハラスメント等に関する相談

電話：029-224-6288（平日 8:30～17:15）

第3次下妻市男女共同参画推進プラン

意識から 勇気の一歩を踏み出そう

～ 支え愛 認め合って 自分らしく輝くまち しもつま ～

平成29年3月

発行・編集：下妻市 市長公室 市民協働課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町2-22

TEL：0296-43-2114 FAX：0296-43-4214

E-mail：kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shimotsuma.lg.jp



下妻市